

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(平成十八年九月二十九日)

(厚生労働省告示第五百二十三号)

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第三項及び第三十条第二項並びに附則第二十二条第四項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、別表第12の8及び第13の9以外については平成十八年十月一日から、別表第12の8及び第13の9については平成十九年四月一日から適用し、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百六十九号)は、平成十八年九月三十日限り廃止する。ただし、平成十八年九月三十日以前に提供された指定障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(平二五厚劳告六・改称)

一 指定障害福祉サービス等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。)及び基準該当障害福祉サービス(法第三十条第一項第二号に掲げる基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。)に要する費用の額は、別表介護給付費等単位数表第1から第4まで及び第6から第15までにより算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額又は同表第5により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。

二 前号の規定により、指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

(平二三厚劳告三三一・平二四厚劳告一二一・平二五厚劳告六・平二六厚劳告一四二・一部改正)

改正文 (平成一八年一二月二二日厚生労働省告示第六六〇号) 抄

平成十八年十二月二十三日から適用する。

改正文 (平成一九年六月二九日厚生労働省告示第二二七号) 抄

平成十九年七月一日から適用する。

改正文 (平成二〇年三月三一日厚生労働省告示第一九一号) 抄

平成二十年四月一日から適用する。

改正文 (平成二〇年七月一日厚生労働省告示第三五八号) 抄

平成二十年七月一日から適用する。

改正文（平成二十一年三月三〇日厚生労働省告示第一五九号）抄  
平成二十一年四月一日から適用する。

改正文（平成二十一年七月一五日厚生労働省告示第三六三号）抄  
平成二十一年十月一日から適用する。

改正文（平成二十三年九月二二日厚生労働省告示第三三一号）抄  
平成二十三年十月一日から適用する。

改正文（平成二十四年三月一四日厚生労働省告示第一二一号）抄  
平成二十四年四月一日から適用する。

改正文（平成二十四年三月三〇日厚生労働省告示第二四五号）抄  
平成二十四年四月一日から適用する。

改正文（平成二十四年九月五日厚生労働省告示第四九八号）抄  
公布の日から適用する。

改正文（平成二十五年一月一八日厚生労働省告示第六号）抄  
平成二十五年四月一日から適用する。

改正文（平成二十五年三月二九日厚生労働省告示第一〇三号）抄  
平成二十五年四月一日から適用する。

改正文（平成二十五年七月一一日厚生労働省告示第二三七号）抄  
平成二十五年十月一日から適用する。

改正文（平成二十六年三月三一日厚生労働省告示第一四二号）抄

平成二十六年四月一日から適用する。ただし、整備法附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十条第一項又は第二十四条第一項の申請を行った者に係るこの告示による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（以下「新基準」という。）の規定の適用については、新基準別表第一中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第2号」とあるのは「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の全部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第5号）による改正前の障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号。以下「区分省令」という。）第2条第1号」と、「第1条第3号」とあるのは「第2条第2号」とし、新基準別表第二中「第1条第5号」とあるのは「第2条第4号」と、「第1条第4号」とあるのは「第2条第3号」と、「第1条第7号」とあるのは「第2条第6号」とし、新基準別表第五中「第1条第6号」とあるのは「第2条第5号」とし、この告示の適用の日において、この告示による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する

基準(以下「旧基準」という。)別表第1の2の(2)に該当する者は、新基準別表第1の2の(2)に該当する者と、旧基準別表第2の1の注1の(1)から(3)までのいずれにも該当する者は、区分省令第一条第五号に掲げる区分4以上に該当し、かつ新基準別表第2の1の注1の(1)又は(2)のいずれかに該当する者と、旧基準別表第3の1の注1の(2)に該当する者は、新基準別表第3の1の注1の(2)に該当する者とみなす。

## 別表

(平18厚労告660・平19厚労告129・平19厚労告227・平20厚労告191・平20厚労告358・平21厚労告159・平21厚労告362・平21厚労告363・平22厚労告167・平22厚労告228・平23厚労告177・平23厚労告331・平24厚労告121・平24厚労告245・平24厚労告498・平25厚労告6・平25厚労告103・平25厚労告237・平26厚労告142・一部改正)

### 介護給付費等単位数表

#### 第1 居宅介護

##### 1 居宅介護サービス費

###### イ 居宅における身体介護が中心である場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 255単位
- (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 404単位
- (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 587単位
- (4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 670単位
- (5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 753単位
- (6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 836単位
- (7) 所要時間3時間以上の場合 919単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

###### ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 255単位
- (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 404単位
- (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 587単位
- (4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 670単位
- (5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 753単位
- (6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 836単位
- (7) 所要時間3時間以上の場合 919単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

###### ハ 家事援助が中心である場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 105単位
- (2) 所要時間30分以上45分未満の場合 152単位
- (3) 所要時間45分以上1時間未満の場合 196単位
- (4) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 237単位
- (5) 所要時間1時間15分以上1時間30分未満の場合 274単位

(6) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 309 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 35 単位を加算した単位数

ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合

(1) 所要時間 30 分未満の場合 105 単位

(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 196 単位

(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 274 単位

(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 344 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 70 単位を加算した単位数

ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 101 単位

注

1 イ、ニ及びホについては、区分 1(障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成 18 年厚生労働省令第 40 号。以下「区分省令」という。))第 1 条第 2 号に掲げる区分 1 をいう。以下同じ。)以上(障害児にあっては、これに相当する支援の度合とする。注 3 において同じ。)に該当する利用者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。))第 1 条第 2 号に掲げる利用者をいう。以下同じ。)に対して、指定障害福祉サービス基準第 5 条第 1 項に規定する指定居宅介護事業所(以下「指定居宅介護事業所」という。)の従業者(同項に規定する従業者をいう。)又は指定障害福祉サービス基準第 44 条第 1 項に規定する基準該当居宅介護事業所(以下「基準該当居宅介護事業所」という。)の従業者(同項に規定する従業者をいう。)(注 4、注 10、注 13 及び注 14 において「居宅介護従業者」という。)が、指定障害福祉サービス基準第 4 条第 1 項に規定する指定居宅介護(以下「指定居宅介護」という。)又は指定障害福祉サービス基準第 44 条第 1 項に規定する基準該当居宅介護(以下「基準該当居宅介護」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 ロについては、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する支援の度合(障害児にあっては、これに相当する支援の度合)にある利用者に対して、通院等介助(通院等又は官公署(国、都道府県及び市町村の機関、外国公館(外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。))並びに指定地域移行支援事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 27 号。以下「指定相談基準」という。))第 3 条に規定する指定地域移行支援事業所をいう。)、指定地域定着支援事業所(指定相談基準第 40 条において準用する指定相談基準第 3 条に規定する指定地域定着支援事業所をいう。)、指定特定相談支援事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 28 号)第 3 条に規定する指定特定相談支援事業所をいう。))及び指定障害児相談支援事業所(児童福祉法に基づく指定障

害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。)への移動(公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。以下単に「通院等」という。)のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助をいう。注6及び注8において同じ。)(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護又は基準該当居宅介護(以下「指定居宅介護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1) 区分2(区分省令第1条第3号に掲げる区分2をいう。以下同じ。)以上に該当していること。

(2) 区分省令別表第一における次の(一)から(五)までに掲げる項目のいずれかについて、それぞれ(一)から(五)までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。

(一) 歩行 「全面的な支援が必要」

(二) 移乗 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(三) 移動 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(四) 排尿 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(五) 排便 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

3 ハについては、区分1以上に該当する利用者のうち、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、家事援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。注7において同じ。)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。

4 居宅介護従業者が、指定居宅介護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、居宅介護計画(指定障害福祉サービス基準第26条第1項(指定障害福祉サービス基準第48条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する居宅介護計画をいう。)に位置付けられた内容の指定居宅介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

5 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、居宅における身体介護(入浴、排せつ、食事等の介護をいう。以下この注5において同じ。)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 所定単位数の100分の70に相当する単位数

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) 所要時間 3 時間未満の場合 第 2 の 1 に規定する所定単位数

(二) 所要時間 3 時間以上の場合 627 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数

6 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) 別に厚生労働大臣が定める者が通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合 所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) 所要時間 3 時間未満の場合 第 2 の 1 に規定する所定単位数

(二) 所要時間 3 時間以上の場合 627 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数

7 ハについては、別に厚生労働大臣が定める者が、家事援助が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が家事援助が中心である指定居宅介護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。

8 ニについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。

9 ホについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行った場合に、1 回につき所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等のための乗車又は降車の介助が中心である指定居宅介護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。

10 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に 2 人の居宅介護従業者が 1 人の利用者に対して指定居宅介護等を行った場合に、それぞれの居宅介護従業者が行う指定居宅介護等につき所定単位数を算定する。

- 11 夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。以下同じ。)又は早朝(午前6時から午前8時までの時間をいう。以下同じ。)に指定居宅介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。以下同じ。)に指定居宅介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)に届け出た指定居宅介護事業所が、指定居宅介護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 特定事業所加算(Ⅰ) 所定単位数の100分の20に相当する単位数
  - (2) 特定事業所加算(Ⅱ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数
  - (3) 特定事業所加算(Ⅲ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数
- 13 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所(以下「指定居宅介護事業所等」という。)の居宅介護従業者が指定居宅介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 14 イ及びロについては、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者(指定障害福祉サービス基準第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)が居宅介護計画の変更を行い、当該指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。
- 15 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間(第15の1の注6の適用を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。))又は同ホの経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を受けている間を除く。)又は指定通所支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。)若しくは指定入所支援(同法第24条の2第1項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。)を受けている間は、居宅介護サービス費は、算定しない。

## 2 初回加算 200単位

注 指定居宅介護事業所等において、新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った場合又は当該指定居宅介護事業所等

のその他の居宅介護従業者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

### 3 利用者負担上限額管理加算 150 単位

注 指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者が、指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

### 4 喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等支援体制加算 100 単位

注 指定居宅介護事業所等において、喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条第2項に規定する喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等をいう。以下同じ。)が必要な者に対して、登録特定行為事業者(同法附則第20条第2項において準用する同法第19条に規定する登録特定行為事業者をいう。以下同じ。)の認定特定行為業務従事者(同法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。)が、喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注12の(1)の特定事業所加算(I)を算定している場合は、算定しない。

### 5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等(国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。)が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4までにより算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

### 6 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、1から4までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、5の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

## 第2 重度訪問介護

## 1 重度訪問介護サービス費

- イ 所要時間 1 時間未満の場合 182 単位
- ロ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 272 単位
- ハ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 363 単位
- ニ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 454 単位
- ホ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 544 単位
- ヘ 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合 634 単位
- ト 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合 726 単位
- チ 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 811 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
- リ 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 1,491 単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
- ヌ 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合 2,166 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
- ル 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合 2,812 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
- ヲ 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合 3,494 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数

### 注

1 区分 4(区分省令第 1 条第 5 号に掲げる区分 4 をいう。以下同じ。)以上に該当し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する利用者に対して、重度訪問介護(居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として 1 日の範囲内で用務を終えるものに限る。2 並びに第 3 及び第 4 において同じ。)時における移動中の介護を総合的に行うものをいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)の事業を行う者(3 において「指定重度訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定重度訪問介護事業所」という。)に置かれる従業者又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス(法第 30 条第 1 項第 2 号に掲げる基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当重度訪問介護事業所」という。)に置かれる従業者(注 7 及び注 10 において「重度訪問介護従業者」という。)が、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定重度訪問介護」という。)又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定重度訪問介護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1) 次の(一)及び(二)のいずれにも該当していること。

(一) 二肢以上に麻痺等があること。

(二) 区分省令別表第一における次の(a)から(d)までに掲げる項目について、それぞれ(a)から(d)までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。

- (a) 歩行 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- (b) 移乗 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- (c) 排尿 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- (d) 排便 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- (2) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。

2 平成 18 年 9 月 30 日において現に日常生活支援（この告示による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 169 号）別表介護給付費等単位数表（(2)において「旧介護給付費等単位数表」という。）の 1 の注 5 に規定する日常生活支援をいう。以下同じ。）の支給決定（法第 19 条第 1 項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けている利用者のうち、次の(1)又は(2)のいずれにも該当する者に対して、指定重度訪問介護等を行った場合に、障害支援区分の認定が効力を有する期間内に限り、所定単位数を算定する。

- (1) 区分 3（区分省令第 1 条第 4 号に掲げる区分 3 をいう。以下同じ。）以上に該当していること。
- (2) 日常生活支援及び旧介護給付費等単位数表の 5 の注 1 に規定する指定外出介護等の支給量（法第 22 条第 4 項に規定する支給量をいう。）の合計が 125 時間を超えていること。

3 指定重度訪問介護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画（指定障害福祉サービス基準第 43 条第 1 項及び第 48 条第 2 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 26 条の規定により作成する計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定重度訪問介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める者が、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。

5 別に厚生労働大臣が定める者が、注 1 に掲げる者であって第 8 の注 1 に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める者が、区分 6（区分省令第 1 条第 7 号に掲げる区分 6 をいう。以下同じ。）に該当する者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の 100 分の 7.5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

7 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に 2 人の重度訪問介護従業者が 1 人の利用者に対して指定重度訪問介護等を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき所定単位数を算定する。

- 8 夜間又は早朝に指定重度訪問介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜に指定重度訪問介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度訪問介護事業所において、指定重度訪問介護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 特定事業所加算(Ⅰ) 所定単位数の100分の20に相当する単位数
  - (2) 特定事業所加算(Ⅱ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数
  - (3) 特定事業所加算(Ⅲ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数
- 10 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定重度訪問介護事業所又は基準該当重度訪問介護事業所(以下「指定重度訪問介護事業所等」という。)の重度訪問介護従業者が、指定重度訪問介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 11 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が重度訪問介護計画の変更を行い、当該指定重度訪問介護事業所等の重度訪問介護従業者が当該利用者の重度訪問介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定重度訪問介護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。
- 12 利用者が重度訪問介護以外の障害福祉サービスを受けている間(第15の1の注6の適用を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。))又は同ホの経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を受けている間を除く。)は、重度訪問介護サービス費は、算定しない。

## 2 移動介護加算

- イ 所要時間1時間未満の場合 100単位
- ロ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 125単位
- ハ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 150単位
- ニ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 175単位
- ホ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 200単位
- ヘ 所要時間3時間以上の場合 250単位

### 注

- 1 利用者に対して、外出時における移動中の介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた内容の外出時における移動中の介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

2 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して移動中の介護を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う移動中の介護につき所定単位数を加算する。

### 3 初回加算 200 単位

注 指定重度訪問介護事業所等において、新規に重度訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定重度訪問介護等を行った日の属する月に指定重度訪問介護等を行った場合又は当該指定重度訪問介護事業所等のその他の重度訪問介護従業者が初回若しくは初回の指定重度訪問介護等を行った日の属する月に指定重度訪問介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

### 4 利用者負担上限額管理加算 150 単位

注 指定重度訪問介護事業者が、指定障害福祉サービス基準第43条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

### 5 喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等支援体制加算 100 単位

注 指定重度訪問介護事業所等において、喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注9の(1)の特定事業所加算(I)を算定している場合は、算定しない。

### 6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7において同じ。)が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

### 7 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、1から5までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、6の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

### 第3 同行援護

#### 1 同行援護サービス費

##### イ 身体介護を伴う場合

- (1) 所要時間 30 分未満の場合 255 単位
- (2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 404 単位
- (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 587 単位
- (4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 670 単位
- (5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 753 単位
- (6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 836 単位
- (7) 所要時間 3 時間以上の場合 919 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数

##### ロ 身体介護を伴わない場合

- (1) 所要時間 30 分未満の場合 105 単位
- (2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 198 単位
- (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 277 単位
- (4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 347 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 70 単位を加算した単位数

#### 注

1 イにあっては次の(1)及び(2)のいずれにも、ロにあっては次の(1)に該当する利用者に対して、同行援護(外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助を行うことをいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者(3において「指定同行援護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定同行援護事業所」という。)に置かれる従業者又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当同行援護事業所」という。)に置かれる従業者(以下「同行援護従業者」という。)が同行援護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定同行援護」という。)又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定同行援護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

- (1) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。
- (2) 次の(一)及び(二)のいずれにも該当する支援の度合(障害児にあっては、これに相当する支援の度合)にあること。
  - (一) 区分2以上に該当していること。
  - (二) 区分省令別表第一における次のaからeまでに掲げる項目のいずれかについて、それぞれaからeまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。

a 歩行 「全面的な支援が必要」

b 移乗 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

- c 移動 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
  - d 排尿 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
  - e 排便 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- 2 指定同行援護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、同行援護計画(指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第26条の規定により作成する計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定同行援護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。
  - 3 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、指定同行援護等を行った場合に所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定同行援護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。
  - 4 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定同行援護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
  - 5 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の同行援護従業者が1人の利用者に対して指定同行援護等を行った場合に、それぞれの同行援護従業者が行う指定同行援護等につき所定単位数を算定する。
  - 6 夜間又は早朝に指定同行援護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜に指定同行援護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。
  - 7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定同行援護事業所において、指定同行援護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
    - (1) 特定事業所加算(Ⅰ) 所定単位数の100分の20に相当する単位数
    - (2) 特定事業所加算(Ⅱ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数
    - (3) 特定事業所加算(Ⅲ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数
  - 8 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定同行援護事業所又は基準該当同行援護事業所(以下「指定同行援護事業所等」という。)の同行援護従業者が指定同行援護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
  - 9 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定同行援護事業所等のサービス提供責任者が同行援護計画の変更を行い、当該指定同行援護事業所等の同行援護従業者が当該利用者の同行援護計画において計画的に訪問することと

なっていない指定同行援護等を緊急に行った場合にあっては、利用者 1 人に対し、1 月につき 2 回を限度として、1 回につき 100 単位を加算する。

10 利用者が同行援護以外の障害福祉サービスを受けている間又は指定通所支援若しくは指定入所支援を受けている間は、同行援護サービス費は、算定しない。

## 2 初回加算 200 単位

注 指定同行援護事業所等において、新規に同行援護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定同行援護等を行った日の属する月に指定同行援護等を行った場合又は当該指定同行援護事業所のその他の同行援護従業者が初回若しくは初回の指定同行援護等を行った日の属する月に指定同行援護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

## 3 利用者負担上限額管理加算 150 単位

注 指定同行援護事業者が、指定障害福祉サービス基準第 43 条第 2 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 22 条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

## 4 喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等支援体制加算 100 単位

注 指定同行援護事業所等において、喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、1 の注 7 の (1) の特定事業所加算 (I) を算定している場合は、算定しない。

## 5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6 において同じ。)が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算 (I) 1 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 123 に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算 (II) イにより算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算 (III) イにより算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数

## 6 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、1 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 41 に相当する単

位数を所定単位数に加算する。ただし、5の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

#### 第4 行動援護

##### 1 行動援護サービス費

|   |                         |          |
|---|-------------------------|----------|
| イ | 所要時間 30分未満の場合           | 252 単位   |
| ロ | 所要時間 30分以上 1時間未満の場合     | 400 単位   |
| ハ | 所要時間 1時間以上 1時間 30分未満の場合 | 582 単位   |
| ニ | 所要時間 1時間 30分以上 2時間未満の場合 | 729 単位   |
| ホ | 所要時間 2時間以上 2時間 30分未満の場合 | 876 単位   |
| ヘ | 所要時間 2時間 30分以上 3時間未満の場合 | 1,024 単位 |
| ト | 所要時間 3時間以上 3時間 30分未満の場合 | 1,171 単位 |
| チ | 所要時間 3時間 30分以上 4時間未満の場合 | 1,319 単位 |
| リ | 所要時間 4時間以上 4時間 30分未満の場合 | 1,467 単位 |
| ヌ | 所要時間 4時間 30分以上 5時間未満の場合 | 1,614 単位 |
| ル | 所要時間 5時間以上 5時間 30分未満の場合 | 1,761 単位 |
| ヲ | 所要時間 5時間 30分以上 6時間未満の場合 | 1,909 単位 |
| ワ | 所要時間 6時間以上 6時間 30分未満の場合 | 2,056 単位 |
| カ | 所要時間 6時間 30分以上 7時間未満の場合 | 2,204 単位 |
| ヨ | 所要時間 7時間以上 7時間 30分未満の場合 | 2,352 単位 |
| タ | 所要時間 7時間 30分以上の場合       | 2,498 単位 |

##### 注

1 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する支援の度合(障害児にあっては、これに相当する支援の度合)にある利用者に対して、行動援護(当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者(3において「指定行動援護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定行動援護事業所」という。)に置かれる従業者又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当行動援護事業所」という。)に置かれる従業者(注4及び注7において「行動援護従業者」という。)が行動援護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定行動援護」という。)又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定行動援護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1) 区分3以上に該当していること。

(2) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。

2 指定行動援護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、行動援護計画(指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第26条の規定により作成する計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定行動援護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

- 3 別に厚生労働大臣が定める者が、指定行動援護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定行動援護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の行動援護従業者が1人の利用者に対して指定行動援護等を行った場合に、それぞれの行動援護従業者が行う指定行動援護等につき所定単位数を算定する。
- 5 行動援護サービス費は、1日1回のみ算定とする。
- 6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定行動援護事業所において、指定行動援護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
  - (1) 特定事業所加算(Ⅰ) 所定単位数の100分の20に相当する単位数
  - (2) 特定事業所加算(Ⅱ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数
  - (3) 特定事業所加算(Ⅲ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数
- 7 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定行動援護事業所又は基準該当行動援護事業所(以下「指定行動援護事業所等」という。)の行動援護従業者が指定行動援護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 8 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定行動援護事業所等のサービス提供責任者が行動援護計画の変更を行い、当該指定行動援護事業所等の行動援護従業者が当該利用者の行動援護計画において計画的に訪問することとなっていない指定行動援護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。
- 9 利用者が行動援護以外の障害福祉サービスを受けている間又は指定通所支援若しくは指定入所支援を受けている間は、行動援護サービス費は、算定しない。

## 2 初回加算 200 単位

注 指定行動援護事業所等において、新規に行動援護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定行動援護等を行った日の属する月に指定行動援護等を行った場合又は当該指定行動援護事業所等のその他の行動援護従業者が初回若しくは初回の指定行動援護等を行った日の属する月に指定行動援護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

## 3 利用者負担上限額管理加算 150 単位

注 指定行動援護事業者が、指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

## 4 喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等支援体制加算 100 単位

注 指定行動援護事業所等において、喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注6の(1)の特定事業所加算(I)を算定している場合は、算定しない。

#### 5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。)が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

#### 6 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、1から4までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、5の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

### 第5 療養介護

#### 1 療養介護サービス費(1日につき)

##### イ 療養介護サービス費

##### (1) 療養介護サービス費(I)

(一) 利用定員が40人以下 903単位

(二) 利用定員が41人以上60人以下 884単位

(三) 利用定員が61人以上80人以下 868単位

(四) 利用定員が81人以上 857単位

##### (2) 療養介護サービス費(II)

(一) 利用定員が40人以下 658単位

(二) 利用定員が41人以上60人以下 628単位

(三) 利用定員が61人以上80人以下 604単位

(四) 利用定員が81人以上 591単位

##### (3) 療養介護サービス費(III)

(一) 利用定員が40人以下 520単位

- (二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 495 単位
- (三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 484 単位
- (四) 利用定員が 81 人以上 476 単位
- (4) 療養介護サービス費(Ⅳ)
- (一) 利用定員が 40 人以下 416 単位
- (二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 384 単位
- (三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 371 単位
- (四) 利用定員が 81 人以上 362 単位
- (5) 療養介護サービス費(Ⅴ)
- (一) 利用定員が 40 人以下 416 単位
- (二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 384 単位
- (三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 371 単位
- (四) 利用定員が 81 人以上 362 単位
- ロ 経過的療養介護サービス費
- (1) 経過的療養介護サービス費(Ⅰ)
- (一) 利用定員が 40 人以下 874 単位
- (二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 874 単位
- (三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 868 単位
- (四) 利用定員が 81 人以上 857 単位
- (2) 経過的療養介護サービス費(Ⅱ) 591 単位

注

- 1 イの(1)から(4)までについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定療養介護(指定障害福祉サービス基準第 49 条に規定する指定療養介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。
- (1) 区分 6 に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であること。
  - (2) 区分 5(区分省令第 1 条第 6 号に掲げる区分 5 をいう。以下同じ。)以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者(以下「重症心身障害者」という。)であること。
  - (3) 平成 24 年 3 月 31 日において現に存する重症心身障害児施設(障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成 22 年法律第 71 号)第 5 条による改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。)第 43 条の 4 に規定する重症心身障害児施設をいう。以下同じ。)に入所した者又は指定医療機関(旧児童福祉法第 7 条第 6 項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。)に入院した者であって、平成 24 年 4 月 1 日以降指定療養介護事業所(指定障害福祉サービス基準第 50 条第 1 項に規定する指定療養介護事業所をいう。以下同じ。)を利用するものであること。

- 2 イの(5)については、別に厚生労働大臣が定める者であって、区分4以下に該当する者又は区分1から区分6までのいずれにも該当しない者に対して、指定療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 3 イの(1)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、区分6に該当する者が利用者(注2、注8又は注9に定める者を除く。)の数の合計数の100分の50以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位(指定療養介護であって、その提供が一又は複数の利用者に対して行われるものをいう。以下同じ。)において、指定療養介護の提供を行った場合に、指定障害福祉サービス基準第67条に規定する運営規程に定められている利用定員(注4から注8まで及び4の注1及び注2において「利用定員」という。)に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 4 イの(2)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 5 イの(3)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 6 イの(4)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。
- 7 イの(5)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 8 ロの(1)については、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関から転換する指定療養介護事業所の中で、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用するものに対して、指定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養

介護の単位の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。

9 ロの(2)については、平成 24 年 3 月 31 日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関から転換する指定療養介護事業所(注 8 に適合する指定療養介護の単位を除く。)において、平成 24 年 3 月 31 日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成 24 年 4 月 1 日以降指定療養介護事業所を利用するものに対して、指定療養介護の提供を行った場合に、平成 24 年 12 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。

10 イ又はロに掲げる療養介護サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定療養介護の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第 58 条の規定に従い、療養介護計画(同条第 1 項に規定する療養介護計画をいう。)が作成されていない場合 100 分の 95

## 2 地域移行加算 500 単位

注 入院期間が 1 月を超えると見込まれる利用者の退院に先立って、指定障害福祉サービス基準第 50 条の規定により指定療養介護事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退院後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退院後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退院後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中 1 回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退院後 30 日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退院後 1 回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退院後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。

## 3 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 7 単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 4 単位

### 注

1 イについては、指定障害福祉サービス基準第 50 条第 1 項第 3 号又は附則第 3 条の規定により置くべき生活支援員(注 2 において「生活支援員」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府

県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

(1) 生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2) 生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

#### 4 人員配置体制加算

##### イ 人員配置体制加算(Ⅰ)

(1) 利用定員が61人以上80人以下 6単位

(2) 利用定員が81人以上 17単位

##### ロ 人員配置体制加算(Ⅱ)

(1) 利用定員が40人以下 170単位

(2) 利用定員が41人以上60人以下 200単位

(3) 利用定員が61人以上80人以下 224単位

(4) 利用定員が81人以上 237単位

#### 注

1 イについては、1の注8に適合する指定療養介護の単位であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位(平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関が指定療養介護事業所に転換する場合に限る。)において、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用するものに対して、指定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を加算する。

2 ロについては、1の注4に適合する指定療養介護の単位であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たもの(平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関から転換する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位に限る。)において、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用するものに対して、指定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を加算する。

## 5 障害福祉サービスの体験利用支援加算 300 単位

注 指定療養介護事業所において指定療養介護を利用する利用者が、指定地域移行支援(指定相談基準第1条第9号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。)の障害福祉サービスの体験的な利用支援(指定相談基準第22条に規定する障害福祉サービスの体験的な利用支援をいう。以下同じ。)を利用する場合において、指定療養介護事業所に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

- (1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合
- (2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者(法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整その他の相談援助を行った場合

## 6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7において同じ。)が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

## 7 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、1から5までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、6の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

## 第6 生活介護

### 1 生活介護サービス費(1日につき)

#### イ 生活介護サービス費

- (1) 利用定員が20人以下
  - (一) 区分6 1,299 単位
  - (二) 区分5 981 単位

- (三) 区分 4 703 単位
- (四) 区分 3 634 単位
- (五) 区分 2 以下 583 単位
- (2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下
  - (一) 区分 6 1,170 単位
  - (二) 区分 5 883 単位
  - (三) 区分 4 632 単位
  - (四) 区分 3 572 単位
  - (五) 区分 2 以下 524 単位
- (3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下
  - (一) 区分 6 1,138 単位
  - (二) 区分 5 854 単位
  - (三) 区分 4 604 単位
  - (四) 区分 3 538 単位
  - (五) 区分 2 以下 494 単位
- (4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下
  - (一) 区分 6 1,090 単位
  - (二) 区分 5 825 単位
  - (三) 区分 4 589 単位
  - (四) 区分 3 532 単位
  - (五) 区分 2 以下 481 単位
- (5) 利用定員が 81 人以上
  - (一) 区分 6 1,076 単位
  - (二) 区分 5 811 単位
  - (三) 区分 4 576 単位
  - (四) 区分 3 517 単位
  - (五) 区分 2 以下 466 単位

ロ 基準該当生活介護サービス費

- (1) 基準該当生活介護サービス費(I) 728 単位
- (2) 基準該当生活介護サービス費(II) 883 単位

ハ 経過的な生活介護サービス費 別に厚生労働大臣が定めるところにより児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 123 号)別表障害児入所給付費単位数表(第 9 において「障害児入所給付費単位数表」という。)の第 1 に掲げるそれぞれの所定単位数に 100 分の 94 を乗じて得た単位数

注

1 イ及びロについては、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第 77 条に規定する指定生活介護(以下「指定生活介護」という。)、指定障害者支援施設(法第 29 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)が行う生活介護に係る指定障害福祉サ

ービス、のぞみの園が行う生活介護又は指定障害福祉サービス基準第 219 条に規定する特定基準該当生活介護(以下「特定基準該当生活介護」という。)(以下「指定生活介護等」という。)を行った場合に、利用定員(多機能型事業所(指定障害福祉サービス基準第 215 条第 1 項に規定する多機能型事業所をいう。))である指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第 78 条第 1 項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。))にあつては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 172 号。以下「指定障害者支援施設基準」という。))第 2 条第 16 号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同じ。)を行う指定障害者支援施設等(法第 34 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。))にあつては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。第 10 から第 14 までにおいて同じ。)及び障害支援区分に応じ((5)に該当する場合にあつては、区分 5 とみなして、利用定員に応じ)、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、指定障害福祉サービス基準第 220 条第 1 項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。))又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。

- (1) 第 9 の 1 の注 1 に規定する指定施設入所支援等を受ける者(以下「施設入所者」という。)のうち、区分 4(50 歳以上の者にあつては、区分 3)以上に該当するもの
  - (2) 施設入所者以外の者のうち、区分 3(50 歳以上の者にあつては、区分 2)以上に該当するもの
  - (3) 別に厚生労働大臣が定める者のうち、施設入所者であつて、区分 3(50 歳以上の者にあつては、区分 2)以下に該当するもの又は区分 1 から区分 6 までのいずれにも該当しないもの
  - (4) 別に厚生労働大臣が定める者のうち、施設入所者以外の者であつて、区分 2(50 歳以上の者にあつては、区分 1)以下に該当するもの又は区分 1 から区分 6 までのいずれにも該当しないもの
  - (5) 別に厚生労働大臣が定める者であつて、区分 1 から区分 6 までのいずれにも該当しないもの
- 2 ロの(1)については、指定障害福祉サービス基準第 94 条に規定する基準該当生活介護事業者が基準該当生活介護(同条に規定する基準該当生活介護をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「基準該当生活介護事業所」という。))において、基準該当生活介護を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定する。
- 3 ロの(2)については、指定障害福祉サービス基準第 94 条の 2 の規定による基準該当生活介護事業所において、基準該当生活介護を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定する。

- 4 ハについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指定生活介護等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。
- 5 イに掲げる生活介護サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
- (1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
- (2) 指定生活介護等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第93条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、生活介護計画(指定障害福祉サービス基準第93条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する生活介護計画をいう。)、特定基準該当障害福祉サービス計画(指定障害福祉サービス基準第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。)(特定基準該当生活介護に係る計画に限る。)又は施設障害福祉サービス計画(指定障害者支援施設基準第23条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。)(以下「生活介護計画等」という。)が作成されていない場合 100分の95
- 6 イ及びロについては、指定障害福祉サービス基準第89条第3号(指定障害福祉サービス基準第223条において準用する場合を含む。)に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定する。
- 7 一体的な運営が行われている利用定員が81人以上の指定生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等(以下「指定生活介護事業所等」という。)において、指定生活介護等を行った場合には、所定単位数の1000分の991に相当する単位数を算定する。
- 8 イに掲げる生活介護サービス費の算定に当たって、医師が配置されていない場合は、1日につき12単位を減算する。
- 9 利用者が生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間は、生活介護サービス費は、算定しない。

## 2 人員配置体制加算

### イ 人員配置体制加算(Ⅰ)

- (1) 利用定員が20人以下 265単位
- (2) 利用定員が21人以上60人以下 212単位
- (3) 利用定員が61人以上 197単位

### ロ 人員配置体制加算(Ⅱ)

- (1) 利用定員が20人以下 181単位
- (2) 利用定員が21人以上60人以下 136単位

(3) 利用定員が 61 人以上 125 単位

ハ 人員配置体制加算(Ⅲ)

(1) 利用定員が 20 人以下 51 単位

(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下 38 単位

(3) 利用定員が 61 人以上 33 単位

注

- 1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等(指定生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分 5 若しくは区分 6 に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の 100 分の 60 以上である指定生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。)の単位(指定生活介護等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者(1 の注 1 の(1)又は(2)のいずれかに該当する者に限る。注 2 及び注 3 において同じ。)に対して、1 日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。)を加算する。
- 2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等(指定生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分 5 若しくは区分 6 に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の 100 分の 50 以上である指定生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。)の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1 日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。)を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。
- 3 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1 日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。)を加算する。ただし、この場合において、イ又はロを算定している場合は、算定しない。

4 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間は、イについては、利用定員が 21 人以上 60 人以下の場合は 239 単位、利用定員が 61 人以上の場合は 221 単位、ロについては、利用定員が 21 人以上 60 人以下の場合は 154 単位、利用定員が 61 人以上の場合は 141 単位、ハについては、利用定員が 21 人以上 60 人以下の場合は 43 単位、利用定員が 61 人以上の場合は 37 単位とし、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間は、イについては、利用定員が 21 人以上 60 人以下の場合は 225 単位、利用定員が 61 人以上の場合は 209 単位、ロについては、利用定員が 21 人以上 60 人以下の場合は 145 単位、利用定員が 61 人以上の場合は 133 単位、ハについては、利用定員が 21 人以上 60 人以下の場合は 41 単位、利用定員が 61 人以上の場合は 35 単位とする。

### 3 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 10 単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 6 単位

#### 注

1 イについては、指定障害福祉サービス基準第 78 条第 1 項第 2 号、第 220 条第 1 項第 4 号若しくは附則第 4 条第 1 項又は指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 1 号若しくは附則第 3 条第 1 項第 1 号の規定により置くべき生活支援員(注 2 において「生活支援員」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

(1) 生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が 100 分の 75 以上であること。

(2) 生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3 年以上従事している従業者の割合が 100 分の 30 以上であること。

### 4 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41 単位

注 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者(以下「視覚障害者等」という。)である指定生活介護等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち 2 以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に 2 を乗じて得た数とする。)が当該指定生活介護等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第 78 条、第 220 条若しくは附則第 4 条又は指定障害者支援施設基準第 4 条若しくは附則第 3 条に定める人員配置に加え、

常勤換算方法(指定障害福祉サービス基準第2条第15号又は指定障害者支援施設基準第2条第15号に掲げる常勤換算方法をいう。以下同じ。)で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

#### 5 初期加算 30単位

注 指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、指定生活介護等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

#### 6 訪問支援特別加算

(1) 所要時間1時間未満の場合 187単位

(2) 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定生活介護事業所等において継続して指定生活介護等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定生活介護等の利用がなかった場合において、指定障害福祉サービス基準第78条、第220条若しくは附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは附則第3条の規定により指定生活介護事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者(以下「生活介護従業者」という。)が、生活介護計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定生活介護事業所等における指定生活介護等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、生活介護計画等に位置付けられた内容の指定生活介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

#### 7 欠席時対応加算 94単位

注 指定生活介護事業所等において指定生活介護等を利用する利用者(当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)が、あらかじめ当該指定生活介護等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定生活介護従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

#### 8 リハビリテーション加算 20単位

注 次の(1)から(5)までのいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、リハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対して、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。

(2) 利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が指定生活介護等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。

- (3) 利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
- (4) 指定障害者支援施設等に入所する利用者について、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。
- (5) (4)に掲げる利用者以外の利用者について、指定生活介護事業所等の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者(法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。)を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

#### 9 利用者負担上限額管理加算 150 単位

注 指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第93条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

#### 10 食事提供体制加算 42 単位

注 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等(法第5条第21項に規定する支給決定障害者等をいう。)及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者(同令第17条第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この項において同じ。)にあっては、その配偶者に限る。)について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあっては、16万円未満)である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者(以下「低所得者等」という。)であって生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知

事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、平成 27 年 3 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を加算する。

#### 11 延長支援加算

- (1) 延長時間 1 時間未満の場合 61 単位
- (2) 延長時間 1 時間以上の場合 92 単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者(施設入所者を除く。以下この注において同じ。)に対して、生活介護計画等に基づき指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等を受けた利用者に対し、当該指定生活介護等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

#### 12 送迎加算 27 単位

注

- 1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設(国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この 12 において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。以下この 12 において同じ。)に対して、その居宅と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。
- 2 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しており、かつ、区分 5 若しくは区分 6 に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の 100 分の 60 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、利用者に対して、その居宅と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合には、さらに片道につき所定単位数に 14 単位を加算する。

#### 13 障害福祉サービスの体験利用支援加算 300 単位

注 指定障害者支援施設等において指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

- (1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合
- (2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

#### 14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生

活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。)が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から13までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

#### 15 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、1から13までにより算定した単位数の1000分の6に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の9に相当する単位数)を所定単位数に加算する。ただし、14の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

### 第7 短期入所

#### 1 短期入所サービス費(1日につき)

##### イ 福祉型短期入所サービス費

##### (1) 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)

- (一) 区分6 888単位
- (二) 区分5 755単位
- (三) 区分4 623単位
- (四) 区分3 561単位
- (五) 区分1及び区分2 490単位

##### (2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)

- (一) 区分6 580単位
- (二) 区分5 508単位
- (三) 区分4 306単位
- (四) 区分3 231単位
- (五) 区分1及び区分2 165単位

##### (3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)

- (一) 区分3 755単位
- (二) 区分2 592単位

- (三) 区分 1 490 単位
- (4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)
- (一) 区分 3 508 単位
- (二) 区分 2 268 単位
- (三) 区分 1 165 単位

ロ 医療型短期入所サービス費

- (1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ) 2,598 単位
- (2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ) 2,397 単位
- (3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ) 1,398 単位

ハ 医療型特定短期入所サービス費

- (1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ) 2,478 単位
- (2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ) 2,267 単位
- (3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ) 1,298 単位
- (4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ) 1,731 単位
- (5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ) 1,599 単位
- (6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ) 932 単位

ニ 基準該当短期入所サービス費

- (1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ) 755 単位
- (2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ) 231 単位

注

- 1 イ(1)については、区分 1 以上に該当する利用者(障害児を除く。以下この第 7 において同じ。)に対して、指定短期入所事業所(指定障害福祉サービス基準第 115 条第 1 項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。)において指定短期入所(指定障害福祉サービス基準第 114 条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。)を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につきそれぞれ所定単位数を算定する。
- 2 イ(2)については、区分 1 以上に該当する利用者が、指定生活介護等、第 10 の 1 の注 1 に規定する指定自立訓練(機能訓練)等、第 11 の 1 の注 1 に規定する指定自立訓練(生活訓練)等、第 12 の 1 の注 1 に規定する指定就労移行支援等、第 13 の 1 の注 1 に規定する指定就労継続支援 A 型等又は第 14 の 1 の注 1 に規定する指定就労継続支援 B 型等を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につきそれぞれ所定単位数を算定する。
- 3 イ(3)については、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分(平成 18 年厚生労働省告示第 572 号)に規定する区分 1(以下「障害児支援区分 1」という。)以上に該当する障害児に対して、指定短期入所を行った場合に、同告示に定める障害児の障害の支援の区分(以下「障害児の障害の支援の区分」という。)に応じ、1 日につきそれぞれ所定単位数を算定する。
- 4 イ(4)については、障害児支援区分 1 以上に該当する利用者が、指定通所支援を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行っ

た場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

- 5 ロ(1)については、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児をいう。以下同じ。)に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 6 ロ(2)については、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 7 ロ(3)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 8 ハ(1)については、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 9 ハ(2)については、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 10 ハ(3)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 11 ハ(4)については、指定生活介護等、第10の1の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等、第11の1の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等、第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等又は指定通所支援を利用した日において、第5の1の注1の(1)若しくは

(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

12 ハ(5)については、指定生活介護等、第10の1の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等、第11の1の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等、第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等又は指定通所支援を利用した日において、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

13 ハ(6)については、指定生活介護等、第10の1の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等、第11の1の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等、第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等又は指定通所支援を利用した日において、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

14 ニ(1)については、指定障害福祉サービス基準第125条の2に規定する基準該当短期入所事業者が基準該当短期入所(同条に規定する基準該当短期入所をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「基準該当短期入所事業所」という。)において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

15 ニ(2)については、第6の1の注3に規定する基準該当生活介護、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第54条の8の規定による基準該当児童発達支援若しくは同令第71条の4において準用する同令第54条の8の規定による基準該当放課後等デイサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号)第4条第1項に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)若しくは基準該当自立訓練(生活訓練)を利用した日において、基準該当短期入所事業所において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

16 短期入所サービス費の算定に当たって、利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合に、別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

17 利用者が短期入所以外の障害福祉サービス又は指定通所支援若しくは指定入所支援を受けている間(1のイの(2)若しくは(4)又はハの(4)、(5)若しくは(6)を算定する場合を除く。)は、短期入所サービス費は、算定しない。

## 2 短期利用加算 30 単位

注 指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合に、指定短期入所の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

## 3 重度障害者支援加算 50 単位

注 指定短期入所事業所において、第8の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者に対して指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1の口の医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

## 4 単独型加算 320 単位

注 指定障害福祉サービス基準第115条第3項に規定する単独型事業所において、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1の口の医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

## 5 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(Ⅰ) 500 単位

ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) 250 単位

ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) 500 単位

ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) 100 単位

注

1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の口の医療型短期入所サービス費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表の精神科訪問看護・指導料(Ⅱ)若しくは訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第67号)別表の訪問看護基本療養費(Ⅱ)(以下「精神科訪問看護・指導料等」という。)の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第10の1の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所を行う場合の利用者については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、

当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の口の医療型短期入所サービス費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第10の1の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等を行う指定障害者支援施設において指定短期入所を行う場合の利用者については、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の口の医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

4 ニについては、喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の口の医療型短期入所サービス費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者又はイ若しくは口の算定対象となる利用者については、算定しない。

#### 6 栄養士配置加算

イ 栄養士配置加算(Ⅰ) 22単位

ロ 栄養士配置加算(Ⅱ) 12単位

#### 注

1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1の口の医療型短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

(1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

(2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又は1の口の医療型短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

(1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

(2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

#### 7 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者が、指定障害福祉サービス基準第125条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

#### 8 食事提供体制加算 68単位

注 低所得者等に対して、指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、平成 27 年 3 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を加算する。

#### 9 緊急短期入所体制確保加算 40 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所(空床利用型事業所(指定障害福祉サービス基準第 115 条第 2 項に規定する空床利用型事業所をいう。10 において同じ。))を除く。)において、指定短期入所を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、当該事業所において、連続する 3 月において 10 の緊急短期入所受入加算を算定しなかった場合には、当該連続する 3 月の最終月の翌月から 3 月の間に限り算定しない。

#### 10 緊急短期入所受入加算

イ 緊急短期入所受入加算(Ⅰ) 60 単位

ロ 緊急短期入所受入加算(Ⅱ) 90 単位

注

1 イについては、1 のイの福祉型短期入所サービス費及び 9 の緊急短期入所体制確保加算を算定している場合であって、指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して 7 日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14 日)を限度として、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、当該事業所において、連続する 3 月において緊急短期入所受入加算を算定しなかった場合には、当該連続する 3 月の最終月の翌月から 3 月の間に限り、算定しない。

2 ロについては、1 のロの医療型短期入所サービス費若しくは 1 のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している空床利用型事業所又は 1 のロの医療型短期入所サービス費若しくは 1 のハの医療型特定短期入所サービス費及び 9 の緊急短期入所体制確保加算を算定している空床利用型事業所以外の事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、利用を開始した日から起算して 7 日を限度として、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、空床利用型事業所以外の事業所にあっては、当該事業所において、連続する 3 月において緊急短期入所受入加算を算定しなかった場合には、当該連続する 3 月の最終月の翌月から 3 月の間に限り、算定しない。

#### 11 特別重度支援加算

イ 特別重度支援加算(Ⅰ) 388 単位

ロ 特別重度支援加算(Ⅱ) 120 単位

注

1 イについては、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2 ロについては、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、イの特別重度支援加算(Ⅰ)を算定している場合には、算定しない。

12 送迎加算 186 単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定短期入所事業所(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。))を除く。以下この12において同じ。)において、利用者に対して、その居宅と指定短期入所事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14において同じ。)が、利用者に対し、指定短期入所又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から12までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数(指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。))を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所(同項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。以下同じ。))において行う場合(単独型事業所(指定障害福祉サービス基準第115条第3項に規定する単独型事業所をいう。14において同じ。))を除く。)にあっては1000分の23に相当する単位数、共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合にあっては1000分の30に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合にあっては1000分の69に相当する単位数、単独型事業所において行う場合にあっては1000分の17に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

#### 14 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所又は基準該当短期入所を行った場合に、1から12までにより算定した単位数の1000分の9に相当する単位数(指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合については1000分の8に相当する単位数、共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合については1000分の10に相当する単位数、外部サービス利用型共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合については1000分の23に相当する単位数、単独型事業所において行う場合については1000分の6に相当する単位数)を加算する。ただし、13の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

#### 第8 重度障害者等包括支援

##### 1 重度障害者等包括支援サービス費

イ 1月に指定重度障害者等包括支援(指定障害福祉サービス基準第126条に規定する指定重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。)として提供された障害福祉サービスについて別に厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数(以下「実績単位数」という。)が、1月につき市町村が別に厚生労働大臣が定めるところにより支給決定した単位数に当該月の日数(当該月において当該支給決定が効力を有する期間の日数に限るものとし、当該月における入院期間(入院の初日及び最終日を除く。))を除く。)を乗じて得た単位数(以下「支給決定単位数」  
ロ 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超えない場合 実績単位数に95分の100を乗じて得た単位数

注

1 重度障害者等包括支援サービス費については、区分6(障害児にあっては、これに相当する支援の度合)に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する利用者に対して、指定重度障害者等包括支援事業所(指定障害福祉サービス基準第127条第2項に規定する指定重度障害者等包括支援事業所をいう。)において、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1) 第2の1の注1の(1)に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者であって、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するものであること。

(一) 人工呼吸器による呼吸管理を行っている者

(二) 最重度の知的障害のある者

(2) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。

2 利用者が重度障害者等包括支援以外の障害福祉サービスを受けている間又は指定通所支援若しくは指定入所支援を受けている間は、重度障害者等包括支援サービス費は、算定しない。

## 2 喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等支援体制加算 100 単位

注 指定重度障害者等包括支援事業所において、喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等を行った場合に限る。

## 3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。4において同じ。)が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1及び2により算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

## 4 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者包括支援を行った場合に、1及び2により算定した単位数の1000分の3に相当する単位数を加算する。ただし、3の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

## 第9 施設入所支援

### 1 施設入所支援サービス費(1日につき)

イ 利用定員が40人以下

- (1) 区分6 451 単位
- (2) 区分5 380 単位
- (3) 区分4 307 単位
- (4) 区分3 231 単位
- (5) 区分2以下 167 単位

ロ 利用定員が41人以上60人以下

- (1) 区分6 355 単位

- (2) 区分 5 296 単位
- (3) 区分 4 234 単位
- (4) 区分 3 184 単位
- (5) 区分 2 以下 145 単位

ハ 利用定員が 61 人以上 80 人以下

- (1) 区分 6 294 単位
- (2) 区分 5 246 単位
- (3) 区分 4 197 単位
- (4) 区分 3 161 単位
- (5) 区分 2 以下 131 単位

ニ 利用定員が 81 人以上

- (1) 区分 6 268 単位
- (2) 区分 5 222 単位
- (3) 区分 4 177 単位
- (4) 区分 3 145 単位
- (5) 区分 2 以下 124 単位

ホ 経過的施設入所支援サービス費 別に厚生労働大臣が定めるところにより  
障害児入所給付費単位数表の第 1 に掲げるそれぞれの所定単位数に 100 分の  
32 を乗じて得た単位数

注

1 イからニまでについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する利用者  
に対して、指定障害者支援施設が行う施設入所支援に係る指定障害福祉サー  
ビス(以下「指定施設入所支援」という。)又はのぞみの園が行う施設入所支  
援(以下「指定施設入所支援等」という。)を行った場合に、利用定員及び障  
害支援区分(障害支援区分 1 から 6 までのいずれにも該当しない者又は障害支  
援区分の判定を行っていない者にあつては、「区分 2 以下」とする。)に応じ、  
1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害  
者支援施設の指定施設入所支援等の単位(指定施設入所支援等であつて、その  
提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以  
下同じ。)の場合にあつては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数  
を算定する。

- (1) 区分 4(50 歳以上の者にあつては、区分 3)以上に該当する者
- (2) 第 10 の 1 の注 1 に規定する指定自立訓練(機能訓練)等、第 11 の 1 の注 1  
に規定する指定自立訓練(生活訓練)等(同注に規定する指定宿泊型自立訓練  
を除く。)、第 12 の 1 の注 1 に規定する指定就労移行支援等又は第 14 の 1 の  
注 1 に規定する指定就労継続支援 B 型等(以下「指定自立訓練等」という。)  
を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であ  
ると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その  
他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者

(3) 別に厚生労働大臣が定める者のうち、指定生活介護等を受ける者であって、区分3(50歳以上の者にあつては、区分2)以下に該当するもの若しくは区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの又は指定自立訓練等若しくは第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等を受ける者

2 ホについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指定施設入所支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

3 イからニまでに掲げる施設入所支援サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定施設入所支援等の提供に当たって、指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合 100分の95

4 当該指定障害者支援施設等に管理栄養士若しくは栄養士の配置がされていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士の配置が常勤でない場合は、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を減算する。

イ 管理栄養士又は栄養士の配置がされていない場合

(1) 利用定員が40人以下 27単位

(2) 利用定員が41人以上60人以下 22単位

(3) 利用定員が61人以上80人以下 15単位

(4) 利用定員が81人以上 12単位

ロ 配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない場合

(1) 利用定員が40人以下 12単位

(2) 利用定員が41人以上60人以下 10単位

(3) 利用定員が61人以上80人以下 7単位

(4) 利用定員が81人以上 6単位

2 夜勤職員配置体制加算

(1) 利用定員が21人以上40人以下 49単位

(2) 利用定員が41人以上60人以下 41単位

(3) 利用定員が61人以上 36単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、当該指定施設入所支援等の単位の利用定員に応じ、1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定障害者支援施設等の指定施設入所支援の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を加算する。

3 重度障害者支援加算

イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) 28 単位

ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ)

(1) 人員配置体制加算(Ⅰ)が算定されている場合

(一) 区分 6 10 単位

(二) 区分 5 198 単位

(三) 区分 4 440 単位

(四) 区分 3 538 単位

(2) 人員配置体制加算(Ⅱ)が算定されている場合

(一) 区分 6 20 単位

(二) 区分 5 255 単位

(三) 区分 4 496 単位

(四) 区分 3 594 単位

(3) 人員配置体制加算(Ⅲ)が算定されている場合

(一) 区分 6 78 単位

(二) 区分 5 343 単位

(三) 区分 4 585 単位

(四) 区分 3 683 単位

(4) 人員配置体制加算が算定されていない場合

(一) 区分 6 130 単位

(二) 区分 5 395 単位

(三) 区分 4 637 単位

(四) 区分 3 735 単位

注

- 1 イについては、医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者又はこれに準ずる者が利用者(指定生活介護等を受ける者に限る。注3において同じ。)の数の合計数の100分の20以上であって、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号に掲げる看護職員又は生活支援員を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
- 2 イが算定されている指定障害者支援施設等において、区分6に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、さらに1日につき所定単位数に22単位を加算する。
- 3 ロ(1)については、第6の2のイに規定する人員配置体制加算(Ⅰ)が算定されている利用者であって、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支

援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号に掲げる生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- 4 ロ(2)については、第6の2のロに規定する人員配置体制加算(Ⅱ)が算定されている利用者であって、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。
- 5 ロ(3)については、第6の2のハに規定する人員配置体制加算(Ⅲ)が算定されている利用者であって、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。
- 6 ロ(4)については、第6の2に規定する人員配置体制加算が算定されていない利用者であって、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。
- 7 ロの(1)から(4)までについては、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、1日につき所定単位数に700単位を加算する。

#### 4 夜間看護体制加算 60単位

注 2の夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員(3の重度障害者支援加算(Ⅰ)の算定対象となる看護職員を除く。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

#### 5 入所時特別支援加算 30単位

注 新たに入所者を受け入れた日から起算して30日以内の期間において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

## 6 入院・外泊時加算

### イ 入院・外泊時加算(Ⅰ)

- (1) 利用定員が 60 人以下 320 単位
- (2) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 272 単位
- (3) 利用定員が 81 人以上 247 単位

### ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ)

- (1) 利用定員が 60 人以下 191 単位
- (2) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 162 単位
- (3) 利用定員が 81 人以上 147 単位

### 注

- 1 イについては、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊(第 15 の 1 の注 1 に規定する指定共同生活援助及び第 15 の 1 の 2 の注 6 に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この 6 において同じ。)を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して 8 日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。
- 2 ロについては、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊を認めた場合に、施設従業者(指定障害者支援施設基準第 4 条又は附則第 3 条の規定により指定障害者支援施設等に置くべき従業者をいう。7 及び 8 において同じ。)が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して 8 日を超えた日から 82 日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

### 7 入院時支援特別加算

- (1) 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日並びに 4 の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。(2)及び注において同じ。)の日数の合計が 4 日未満の場合 561 単位
- (2) 当該月における入院期間の日数の合計が 4 日以上の場合 1,122 単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(指定障害者支援施設等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、施設従業者のうちいずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活

上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

#### 8 地域移行加算 500 単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる利用者(指定生活介護等を受ける者に限る。以下この注において同じ。)の退所に先立って、施設従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。

#### 9 地域生活移行個別支援特別加算

イ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ) 12 単位

ロ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ) 306 単位

注

1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、イが算定されている指定障害者支援施設等であって、別に厚生労働大臣に定める者に対して、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、3年以内(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。)に基づく通院期間の延長が行われた場合にあっては、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算する。

#### 10 栄養マネジメント加算 10 単位

注 次の(1)から(4)までに掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 常勤の管理栄養士(平成27年3月31日までの間にあっては、管理栄養士又は栄養管理業務に関し5年以上の実務経験を有する栄養士)を1名以上配置していること。

(2) 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥<sup>えん</sup>下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

(3) 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。

(4) 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

#### 11 経口移行加算 28 単位

注

- 1 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して 180 日以内の期間に限り、1 日につき所定単位数を加算する。
- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して 180 日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

#### 12 経口維持加算

(1) 経口維持加算(Ⅰ) 28 単位

(2) 経口維持加算(Ⅱ) 5 単位

注

- 1 指定障害者支援施設等において、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥<sup>えん</sup>が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥<sup>えん</sup>下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注 2 において同じ。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して 180 日以内の期間に限り、1 日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合は、算定しない。また、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合は、経口維持加算(Ⅱ)は、算定しない。

##### イ 経口維持加算(Ⅰ)

経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥<sup>えん</sup>が認められるものを対象としていること。

##### ロ 経口維持加算(Ⅱ)

経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥<sup>えん</sup>が認められるものを対象としていること。

- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して 180 日を

超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥<sup>えん</sup>が認められる入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥<sup>えん</sup>防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

### 13 療養食加算 23 単位

注 栄養士が配置されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

### 14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。)が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から13までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

### 15 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、1から13までにより算定した単位数の1000分の9に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、14の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

## 第10 自立訓練(機能訓練)

### 1 機能訓練サービス費(1日につき)

#### イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)

(1) 利用定員が20人以下 784 単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下 701 単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下 666 単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下 638 単位

(5) 利用定員が81人以上 601 単位

#### ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)

(1) 所要時間1時間未満の場合 255 単位

- (2) 所要時間 1 時間以上の場合 587 単位
- (3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 753 単位
- ハ 基準該当機能訓練サービス費 784 単位

注

- 1 イについては、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第 156 条第 1 項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。以下同じ。）、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所等」という。）において、指定障害福祉サービス基準第 155 条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）（規則第 6 条の 6 第 1 号に掲げる自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練（機能訓練）又は指定障害福祉サービス基準第 219 条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）（以下「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）（以下「指定自立訓練（機能訓練）等」という。）を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練（機能訓練）事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。
- 2 ロの(1)及び(2)については、指定障害福祉サービス基準第 156 条又は指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 2 号の規定により指定自立訓練（機能訓練）事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、自立訓練（機能訓練）計画（指定障害福祉サービス基準第 162 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 58 条第 1 項に規定する自立訓練（機能訓練）計画をいう。以下同じ。）又は施設障害福祉サービス計画（以下「自立訓練（機能訓練）計画等」という。）に位置付けられた内容の指定自立訓練（機能訓練）等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。
- 2 の 2 ロの(3)については、別に厚生労働大臣が定める従業者が視覚障害者である利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、当該従業者が当該利用者の居宅を訪問して指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定する。
- 3 ハについては、指定障害福祉サービス基準第 163 条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が基準該当自立訓練（機能訓練）（同条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う事業所において、基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定する。
- 4 イ又はロに掲げる機能訓練サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、ロについては(3)に該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
- (2) 指定自立訓練(機能訓練)等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第162条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、自立訓練(機能訓練)計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画(特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係る計画に限る。6の注において同じ。)が作成されていない場合 100分の95
- (3) 指定自立訓練(機能訓練)事業所等における指定自立訓練(機能訓練)等の利用者(指定自立訓練等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(指定自立訓練(機能訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。)の平均値が規則第6条の6第1号に掲げる期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95

5 利用者が自立訓練(機能訓練)以外の障害福祉サービスを受けている間は、機能訓練サービス費は、算定しない。

#### 1の2 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 10単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 6単位

#### 注

1 イについては、指定障害福祉サービス基準第156条第1項第1号のニ若しくは第220条第1項第4号又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号のイの(1)の規定により置くべき生活支援員(注2において「生活支援員」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

(1) 生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2) 生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

#### 2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚障害者等である指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定自立

訓練（機能訓練）等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第 156 条若しくは第 220 条又は指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数を 50 で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

### 3 初期加算 30 単位

注 指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について、1 日につき所定単位数を加算する。

### 4 欠席時対応加算 94 単位

注 指定自立訓練（機能訓練）事業所等において指定自立訓練（機能訓練）等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準第 156 条若しくは第 220 条又は指定障害者支援施設基準第 4 条の規定により指定自立訓練（機能訓練）事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1 月につき 4 回を限度として、所定単位数を算定する。

### 4 の 2 リハビリテーション加算 20 単位

注 次の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等について、リハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対して、1 日につき所定単位数を加算する。

- (1) 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。
- (2) 利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が指定自立訓練（機能訓練）等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。
- (3) 利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
- (4) 指定障害者支援施設等に入所する利用者については、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。
- (5) (4)に掲げる利用者以外の利用者については、指定自立訓練（機能訓練）事業所等の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居

宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

#### 5 利用者負担上限額管理加算 150 単位

注 指定障害福祉サービス基準第 156 条第 1 項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第 162 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 22 条又は指定障害者支援施設基準第 20 条第 2 項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

#### 6 食事提供体制加算 42 単位

注 低所得者等であって自立訓練（機能訓練）計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者に対して、指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所において、食事の提供を行った場合に、平成 27 年 3 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を加算する。

#### 7 送迎加算 27 単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（ただし、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この 7 において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅と指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

#### 8 障害福祉サービスの体験利用支援加算 300 単位

注 指定障害者支援施設等において指定自立訓練（機能訓練）を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

- (1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合
- (2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

## 9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。)が、利用者に対し、指定自立訓練(機能訓練)等又は基準該当自立訓練(機能訓練)を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から8までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

## 10 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所が、利用者に対し、指定自立訓練(機能訓練)等又は基準該当自立訓練(機能訓練)を行った場合にあっては、1から8までにより算定した単位数の1000分の8(指定障害者支援施設にあっては、1000分の9に相当する単位数)に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、9の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

## 第11 自立訓練(生活訓練)

### 1 生活訓練サービス費(1日につき)

#### イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)

- (1) 利用定員が20人以下 748単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 667単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 634単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 609単位
- (5) 利用定員が81人以上 572単位

#### ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)

- (1) 所要時間1時間未満の場合 255単位
- (2) 所要時間1時間以上の場合 587単位

#### ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)

- (1) 利用期間が2年間以内の場合 270単位
- (2) 利用期間が2年間を超える場合 162単位

#### ニ 生活訓練サービス費(Ⅳ)

- (1) 利用期間が3年間以内の場合 270単位
  - (2) 利用期間が3年間を超える場合 162単位
- ホ 基準該当生活訓練サービス費 748単位

注

- 1 イについては、指定自立訓練(生活訓練)事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業所等」という。)において、指定障害福祉サービス基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)、指定障害者支援施設が行う自立訓練(生活訓練)(規則第6条の6第2号に掲げる自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練(生活訓練)又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当自立訓練(生活訓練)(以下「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」という。)(以下「指定自立訓練(生活訓練)等」という。)を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 2 ロについては、指定障害福祉サービス基準第166条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号の規定により指定自立訓練(生活訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、訪問を開始した日から起算して180日間ごとに50回かつ月14回を限度として、自立訓練(生活訓練)計画(指定障害福祉サービス基準第171条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する自立訓練(生活訓練)計画をいう。以下同じ。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「自立訓練(生活訓練)計画等」という。)に位置付けられた内容の指定自立訓練(生活訓練)等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。
- 3 ハについては、指定自立訓練(生活訓練)事業所において、規則第6条の6第2号の規定により、法第5条第12項に規定する厚生労働省令で定める期間(注4において「標準利用期間」という。)が2年間とされる利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、1日につき所定単位数を算定する。
- 4 ニについては、指定自立訓練(生活訓練)事業所において、規則第6条の6第2号の規定により、標準利用期間が3年間とされる利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、1日につき所定単位数を算定する。
- 5 ホについては、指定障害福祉サービス基準第172条に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)事業者が基準該当自立訓練(生活訓練)(同条に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)を行う事業所において、基準該当自立訓練(生活訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

6 イからニまでに掲げる生活訓練サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、ロについては次の(3)に該当する場合に、ハ及びニについては次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
- (2) 指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第171条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、自立訓練(生活訓練)計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画(特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画に限る。7の注2において同じ。)が作成されていない場合 100分の95
- (3) 指定自立訓練(生活訓練)事業所等における指定自立訓練(生活訓練)等の利用者(指定自立訓練(生活訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(指定自立訓練(生活訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。)の平均値が規則第6条の6第2号に掲げる期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95

7 利用者が自立訓練(生活訓練)以外の障害福祉サービスを受けている間は、生活訓練サービス費は、算定しない。

#### 1の2 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(I)

ロ 福祉専門職員配置等加算(II)

注

1 イについては、指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号若しくは第220条第1項第4号若しくは指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号の規定により置くべき生活支援員又は指定障害福祉サービス基準第166条第1項第2号の規定により置くべき地域移行支援員(以下注2において「生活支援員等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき10単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき7単位を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に1日につき6単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に1日につき4単位を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

(1) 生活支援員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2) 生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

#### 1の3 地域移行支援体制強化加算 55単位

注 指定障害福祉サービス基準第166条第1項第2号に掲げる地域移行支援員の配置について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、所定単位数を加算する。

#### 2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚障害者等である指定自立訓練(生活訓練)等の利用者(1のイに規定する生活訓練サービス費(1)が算定されている利用者に限る。以下この注において同じ。)の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定自立訓練(生活訓練)等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第166条若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練(生活訓練)等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

#### 3 初期加算 30単位

注 指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、当該指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

#### 4 欠席時対応加算 94単位

注 指定自立訓練(生活訓練)事業所等において指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練(生活訓練)等を利用する利用者(当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)が、あらかじめ当該指定自立訓練(生活訓練)等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準第166条若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条の規定により指定自立訓練(生活訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

#### 4の2 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(I) 500単位

- ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) 250 単位
- ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) 500 単位
- ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) 100 単位

注

- 1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練(生活訓練)事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当生活介護若しくは特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所又は10の看護職員配置加算を算定されている事業所を除く。注2から注4までにおいて同じ。)に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。
- 2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練(生活訓練)事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。
- 3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練(生活訓練)事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。
- 4 ニについては、喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等を行った場合、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあっては、算定しない。

#### 5 短期滞在加算

- イ 短期滞在加算(Ⅰ) 180 単位
- ロ 短期滞在加算(Ⅱ) 115 単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等が、利用者(1のハの生活訓練サービス費(Ⅲ)又はニの生活訓練サービス費(Ⅳ)を受けている者を除く。)に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、主として夜間において家事等の日常生活能力を向上するための支援その他の必要な支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

#### 5の2 日中支援加算 270 単位

注 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者又は就労している利用者が心身の状況等により当該障害福祉サービスを利用又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2

日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

#### 5の3 通勤者生活支援加算 18単位

注 指定宿泊型自立訓練の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算する。

#### 5の4 入院時支援特別加算

イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が3日以上7日未満の場合 561単位

ロ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合 1,122単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な指定宿泊型自立訓練の利用者が病院又は診療所(当該宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。以下この注及び5の5において同じ。)への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、自立訓練(生活訓練)計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

#### 5の5 長期入院時支援特別加算 76単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な指定宿泊型自立訓練の利用者が病院又は診療所への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、自立訓練(生活訓練)計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間(継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る。)について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、5の4の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。

#### 5の6 帰宅時支援加算

イ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が3日以上7日未満の場合 187単位

ロ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間の日数の合計が7日以上の場合 374単位

注 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練(生活訓練)計画に基づき家族等の居宅等において外泊(第15の1の注1に規定する指定共同生活援助及び第15の1の2の注6に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。5の7において同じ。)した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

#### 5の7 長期帰宅時支援加算 25単位

注 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練(生活訓練)計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する(継続して外泊している者にあつては、外泊した初日から起算して3月に限る。)。ただし、5の6の帰宅時支援加算が算定される月は、算定しない。

#### 5の8 地域移行加算 500単位

注 利用期間が1月を超えると見込まれる指定宿泊型自立訓練の利用者(利用期間が2年を超える者を除く。)の退所に先立って、指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、利用中1回を限度として、所定単位数を加算し、当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあつては、加算しない。

#### 5の9 地域生活移行個別支援特別加算 670単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した自立訓練(生活訓練)計画に基づき、地域生活のための相談援助や個別の支援を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合にあつては、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算する。

#### 6 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第171条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設

基準第 20 条第 2 項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

#### 7 食事提供体制加算

イ 食事提供体制加算(Ⅰ) 68 単位

ロ 食事提供体制加算(Ⅱ) 42 単位

注

1 イについては、低所得者等(5の短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者に限る。)に対して、指定自立訓練(生活訓練)事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成 27 年 3 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、低所得者等であって自立訓練(生活訓練)計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画により食事の提供を行うこととなっている利用者(注 1 に規定する利用者以外の者であって、指定障害者支援施設等に入所するものを除く。)又は低所得者等である基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者に対して、指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所において、食事の提供を行った場合に、平成 27 年 3 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を加算する。

#### 8 精神障害者退院支援施設加算

イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ) 180 単位

ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ) 115 単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 7 条第 2 項第 1 号に掲げる精神病床をいう。以下この注及び第 12 の 9 において同じ。))が設けられているものを含む。以下同じ。)の精神病床を転換して指定自立訓練(生活訓練)又は第 12 の 1 の注 1 に規定する指定就労移行支援に併せて居住の場を提供する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は第 12 の 1 の注 3 に規定する指定就労移行支援事業所であって、法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日の前日までに指定を受けた事業所(第 12 の 9 の注において「精神障害者退院支援施設」という。)である指定自立訓練(生活訓練)事業所において、精神病床におおむね 1 年以上入院していた精神障害者(法第 4 条第 1 項に規定する精神障害者をいう。以下同じ。)その他これに

準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定する。

#### 9 夜間防災・緊急時支援体制加算

イ 夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ) 12単位

ロ 夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ) 10単位

注

1 イについては、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者には病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

#### 10 看護職員配置加算

イ 看護職員配置加算(Ⅰ) 18単位

ロ 看護職員配置加算(Ⅱ) 13単位

注

1 イについては、健康上の管理などの必要がある利用者があるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、健康上の管理などの必要がある利用者があるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

#### 11 送迎加算 27単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この注において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅と指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

#### 12 障害福祉サービスの体験利用支援加算 300単位

注 指定障害者支援施設等において指定自立訓練(生活訓練)を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)の

いずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

- (1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合
- (2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

### 13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14において同じ。)が、利用者に対し、指定自立訓練(生活訓練)等又は基準該当自立訓練(生活訓練)を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から12までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

### 14 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所が、利用者に対し、指定自立訓練(生活訓練)等又は基準該当自立訓練(生活訓練)を行った場合に、1から12までにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の9に相当する単位数)を所定単位数に加算する。ただし、13の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

## 第12 就労移行支援

### 1 就労移行支援サービス費(1日につき)

#### イ 就労移行支援サービス費(Ⅰ)

- (1) 利用定員が20人以下 839単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 747単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 716単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 672単位
- (5) 利用定員が81人以上 635単位

#### ロ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)

- (1) 利用定員が 20 人以下 522 単位
- (2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 465 単位
- (3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 435 単位
- (4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 424 単位
- (5) 利用定員が 81 人以上 410 単位

注

- 1 イについては、就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な 65 歳未満の者に対して、指定障害福祉サービス基準第 174 条に規定する指定就労移行支援、指定障害者支援施設が行う就労移行支援に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う就労移行支援（以下「指定就労移行支援等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 2 ロについては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 1 条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を取得することにより、就労を希望する 65 歳未満の者に対して、指定就労移行支援等を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 3 イについては、指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第 175 条第 1 項に規定する指定就労移行支援事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設等（以下「指定就労移行支援事業所等」という。）において、指定就労移行支援等を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。
- 4 ロについては、指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。
- 5 イ又はロに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合（ただし(4)又は(5)については、平成 24 年 10 月 1 日以降に限る。）に、それぞれ(1)から(5)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
  - (1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
  - (2) 指定就労移行支援等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第 184 条において準用する指定障害者福祉サービス基準第 58 条又は指定障害者支援施設基準第 23 条の規定に従い、就労移行支援計画（指定障害福祉サービス基準第 184 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 58 条第 1 項に規定する就労移行支援計画をいう。以下同じ。）又は施設障害福祉サービス計画（以下「就労移行支援計画等」という。）が作成されていない場合 100 分の 95

(3) 指定就労移行支援等の利用者(当該指定就労移行支援等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(指定就労移行支援等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。)の平均値が規則第6条の8に規定する標準利用期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95

(4) 過去3年間の就労定着者数が0の場合 100分の85

(5) 過去4年間の就労定着者数が0の場合 100分の70

6 利用者が就労移行支援以外の障害福祉サービスを受けている間は、就労移行支援サービス費は、算定しない。

## 2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等の意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労移行支援の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

## 3 就労移行支援体制加算

イ 利用定員のうち就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合 41単位

ロ 利用定員のうち就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合 68単位

ハ 利用定員のうち就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合 102単位

ニ 利用定員のうち就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合 146単位

ホ 利用定員のうち就労定着者が100分の45以上の場合 209単位

注 指定就労移行支援等のあった日の属する年度の前年度及び前々年度において、指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等を受けた後就労し、6月を超える期間継続して就労している者の数を当該指定就労移行支援事業所等の指定就労移行支援等に係る利用定員で除した数に、前年度については100分の80を乗じた数と前々年度については100分の20を乗じた数を加えた数がイからホまでのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

## 4 初期加算 30単位

注 指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

#### 5 訪問支援特別加算

イ 所要時間1時間未満の場合 187単位

ロ 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定就労移行支援事業所等において継続して指定就労移行支援等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定就労移行支援等の利用がなかった場合において、指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号の規定により指定就労移行支援事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者(以下「就労移行支援従業者」という。)が、就労移行支援計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労移行支援計画等に位置付けられた内容の指定就労移行支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

#### 6 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

#### 7 食事提供体制加算 42単位

注 低所得者等であって就労移行支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)に対して、指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

#### 8 精神障害者退院支援施設加算

イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ) 180単位

ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ) 115単位

注 イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神障害者退院支援施設である指定就労移行支援事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定する。

#### 9 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 10単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 6単位

注

1 イについては、指定障害福祉サービス基準第175条第1項若しくは第176条第1項又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号の規定により置くべき職業指導員、生活支援員又は就労支援員(注2において「職業指導員等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

(1) 職業指導員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2) 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

10 欠席時対応加算 94単位

注 指定就労移行支援事業所等において指定就労移行支援事業等を利用する利用者(当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)が、あらかじめ当該指定就労移行支援等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労移行支援従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

11 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(Ⅰ) 500単位

ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) 250単位

ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) 500単位

ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) 100単位

注

1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

4 ニについては、喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあっては、算定しない。

#### 12 就労支援関係研修修了加算 11単位

注 就労支援員に関し就労支援に従事する者として1年以上の実務経験を有し、別に厚生労働大臣が定める研修を修了した者を就労支援員として配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業者等(3の就労移行支援体制加算の対象となる指定就労移行支援事業者等に限る。)において、指定就労移行支援事業等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

#### 13 移行準備支援体制加算

イ 移行準備支援体制加算(Ⅰ) 41単位

ロ 移行準備支援体制加算(Ⅱ) 100単位

注

1 イについては、前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の100分の50を超えるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、次の(1)又は(2)のいずれかを実施した場合に、施設外支援利用者の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 職場実習等にあつては、同一の企業及び官公庁等における1回の施設外支援が1月を超えない期間で、当該期間中に職員が同行して支援を行った場合

(2) 求職活動等にあつては、ハローワーク、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターに職員が同行して支援を行った場合

2 ロについては、指定就労移行支援事業所等において、1月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限度として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者(1のロに規定する就労移行支援サービス費(Ⅱ)が算定されている利用者を除く。)の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

#### 14 送迎加算 27単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。))を除く。以下この14において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅と指定就労移行支援事業所又は

指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

#### 15 障害福祉サービスの体験利用支援加算 300 単位

注 指定障害者支援施設等において指定就労移行支援を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

- (1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合
- (2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

#### 16 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17において同じ。)が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から15までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

#### 17 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、1から15までにより算定した単位数の1000分の9に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、16の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

### 第13 就労継続支援A型

#### 1 就労継続支援A型サービス費(1日につき)

##### イ 就労継続支援A型サービス費(Ⅰ)

- (1) 利用定員が20人以下 589 単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 526 単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 494 単位

(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 485 単位

(5) 利用定員が 81 人以上 469 単位

ロ 就労継続支援 A 型サービス費 (Ⅱ)

(1) 利用定員が 20 人以下 538 単位

(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 481 単位

(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 447 単位

(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 438 単位

(5) 利用定員が 81 人以上 423 単位

注

- 1 イ及びロについては、専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である者のうち 65 歳未満のもの又は年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第 185 条に規定する指定就労継続支援 A 型又は指定障害者支援施設が行う就労継続支援 A 型 (規則第 6 条の 10 第 1 号に掲げる就労継続支援 A 型をいう。) に係る指定障害福祉サービス (以下「指定就労継続支援 A 型等」という。) を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 A 型事業所 (指定障害福祉サービス基準第 186 条第 1 項に規定する指定就労継続支援 A 型事業所をいう。以下同じ。) 又は指定障害者支援施設 (以下「指定就労継続支援 A 型事業所等」という。) において、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援 A 型事業所等の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。
- 3 ロについては、注 2 に規定する指定就労継続支援 A 型事業所等以外の指定就労継続支援 A 型事業所等において、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援 A 型事業所等の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。
- 4 イ及びロの算定に当たって、次の (1) から (4) までのいずれかに該当する場合 (ただし、(3) 又は (4) については、平成 24 年 10 月 1 日以降に限る。) に、それぞれ (1) から (4) までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
  - (1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
  - (2) 指定就労継続支援 A 型等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第 197 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 58 条又は指定障害者支援施設基準第 23 条の規定に従い、就労継続支援 A 型計画 (指定障害福祉サービス基準第 197 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 58 条第 1 項

に規定する就労継続支援 A 型計画をいう。以下同じ。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「就労継続支援 A 型計画等」という。)が作成されていない場合 100 分の 95

(3) 週 20 時間未満の利用者((4)において「短時間利用者」という。)が現員数の 100 分の 50 以上 100 分の 80 未満の場合 100 分の 90

(4) 短時間利用者が現員数の 100 分の 80 以上の場合 100 分の 75

5 利用者が就労継続支援 A 型以外の障害福祉サービスを受けている間は、就労継続支援 A 型サービス費は、算定しない。

## 2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41 単位

注 視覚障害者等である指定就労継続支援 A 型等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち 2 以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に 2 を乗じて得た数とする。)が当該指定就労継続支援 A 型等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第 186 条又は指定障害者支援施設基準附則第 3 条第 1 項第 5 号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援 A 型の利用者の数を 50 で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 A 型事業所等において、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

## 3 就労移行支援体制加算 26 単位

注 指定就労継続支援 A 型等のあった日の属する年度の前年度において、指定就労継続支援 A 型事業所等における指定就労継続支援 A 型等を受けた後就労し、6 月を超える期間継続して就労している者が、当該指定就労継続支援 A 型事業所等の指定就労継続支援 A 型等に係る利用定員の 100 分の 5 を超えるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 A 型事業所等において、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

## 4 初期加算 30 単位

注 指定就労継続支援 A 型事業所等において、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、当該指定就労継続支援 A 型等の利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について、1 日につき所定単位数を加算する。

## 5 訪問支援特別加算

(1) 所要時間 1 時間未満の場合 187 単位

(2) 所要時間 1 時間以上の場合 280 単位

注 指定就労継続支援 A 型事業所等において継続して指定就労継続支援 A 型等を利用する利用者について、連続した 5 日間、当該指定就労継続支援 A 型等の利用がなかった場合において、指定障害福祉サービス基準第 186 条又は指定障害者支援施設基準附則第 3 条第 1 項第 5 号の規定により指定就労継続支援 A 型事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者(以下「就労継続支援 A 型従業者」という。)が、就労継続支援 A 型計画等に基づき、あらかじめ

め当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労継続支援 A 型事業所等における指定就労継続支援 A 型等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1 月につき 2 回を限度として、就労継続支援 A 型計画等に位置付けられた内容の指定就労継続支援 A 型等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

#### 6 利用者負担上限額管理加算 150 単位

注 指定障害福祉サービス基準第 186 条第 1 項に規定する指定就労継続支援 A 型事業者又は指定障害者支援施設が、指定障害福祉サービス基準第 197 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 22 条又は指定障害者支援施設基準第 20 条第 2 項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

#### 7 食事提供体制加算 42 単位

注 低所得者等であって就労継続支援 A 型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設に入所する者を除く。)に対して、指定就労継続支援 A 型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援 A 型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労継続支援 A 型事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成 27 年 3 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を加算する。

#### 8 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 10 単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 6 単位

注

1 イについては、指定障害福祉サービス基準第 186 条第 1 項第 1 号又は指定障害者支援施設基準附則第 3 条第 1 項第 5 号の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員(注 2 において「職業指導員等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 A 型事業所等において、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 A 型事業所等において、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

(1) 職業指導員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が 100 分の 75 以上であること。

(2) 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3 年以上従事している従業者の割合が 100 分の 30 以上であること。

## 9 欠席時対応加算 94 単位

注 指定就労継続支援 A 型事業所等において指定就労継続支援 A 型等を利用する利用者(当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)が、あらかじめ当該指定就労継続支援 A 型等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労継続支援 A 型従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1 月につき 4 回を限度として、所定単位数を算定する。

## 10 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(Ⅰ) 500 単位

ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) 250 単位

ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) 500 単位

ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) 100 単位

注

1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援 A 型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援 A 型事業所等に訪問させ、当該看護職員が 2 以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 名を限度として、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援 A 型事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員 1 人に対し、1 日につき所定単位数を加算する。

4 ニについては、喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあっては、算定しない。

## 11 施設外就労加算 100 単位

注 指定就労継続支援 A 型事業所等において、月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための 2 日を除く日数を限度として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の数に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。

## 12 重度者支援体制加算

イ 重度者支援体制加算(Ⅰ)

(1) 利用定員が 20 人以下 56 単位

(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 50 単位

(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 47 単位

(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 46 単位

(5) 利用定員が 81 人以上 45 単位

ロ 重度者支援体制加算(Ⅱ)

(1) 利用定員が 20 人以下 28 単位

(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 25 単位

(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 24 単位

(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 23 単位

(5) 利用定員が 81 人以上 22 単位

ハ 重度者支援体制加算(Ⅲ)

(1) 利用定員が 20 人以下 14 単位

(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 13 単位

(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 12 単位

(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 12 単位

(5) 利用定員が 81 人以上 11 単位

注

1 イについては、指定就労継続支援 A 型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金 1 級(国民年金法(昭和 34 年法律第 131 号)に基づく障害基礎年金 1 級をいう。以下同じ。)を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援 A 型等の利用者の数の 100 分の 50 以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定就労継続支援 A 型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金 1 級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援 A 型等の利用者の数の 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。

3 ハについては、法附則第 21 条に規定する特定旧法指定施設(以下「特定旧法指定施設」という。)から移行した指定就労継続支援 A 型事業所等が指定就労継続支援 A 型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金 1 級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援 A 型等の利用者の数の 100 分の 5 以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、平成 27 年 3 月 31 日までの間、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。

4 イからハまでのいずれかの加算を算定している場合にあっては、イからハまでのその他の加算は算定しない。

13 送迎加算 27 単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 A 型事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援 A 型事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設の管理の委

託が行われている場合を除く。)を除く。以下この13において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅と指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

#### 14 障害福祉サービスの体験利用支援加算 300単位

注 指定障害者支援施設等において指定就労継続支援A型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

- (1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合
- (2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

#### 15 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16において同じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から14までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

#### 16 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1から14までにより算定した単位数の1000分の7に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の9に相当する単位数)を所定単位数に加算する。ただし、15の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

### 第14 就労継続支援B型

#### 1 就労継続支援B型サービス費(1日につき)

##### イ 就労継続支援B型サービス費(I)

- (1) 利用定員が 20 人以下 589 単位
- (2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 526 単位
- (3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 494 単位
- (4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 485 単位
- (5) 利用定員が 81 人以上 469 単位

ロ 就労継続支援 B 型サービス費 (Ⅱ)

- (1) 利用定員が 20 人以下 538 単位
- (2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 481 単位
- (3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 447 単位
- (4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 438 単位
- (5) 利用定員が 81 人以上 423 単位

ハ 基準該当就労継続支援 B 型サービス費

次の算式により算定した数とイの(1)から(5)までに掲げる利用定員(基準該当就労継続支援 B 型(指定障害福祉サービス基準第 203 条に規定する基準該当就労継続支援 B 型をいう。以下同じ。))の事業を行う社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 2 項第 7 号に規定する授産施設又は生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 38 条第 1 項第 4 号に規定する授産施設(以下「基準該当就労継続支援 B 型事業所」という。))の利用定員をいう。)に依り、それぞれ(1)から(5)までに掲げる単位数(地方公共団体が設置する基準該当就労継続支援 B 型事業所の場合にあつては、それぞれ(1)から(5)までに掲げる単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。))とのいずれか少ない単位数

算式

$((\text{保護施設事務費(生活保護法施行令(昭和 25 年政令第 148 号)第 10 条の規定により生活保護法第 75 条に規定する国庫負担金の交付の対象となる保護施設事務費をいい、当該サービスのあった月の属する年度の 4 月 1 日時点において示されている額とする。以下同じ。)} \div 22 \div 0.945 \div 10) + 23) \times 1.046$

注

- 1 イからハまでについては年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第 198 条に規定する指定就労継続支援 B 型、指定障害福祉サービス基準第 219 条に規定する特定基準該当就労継続支援 B 型(以下「特定基準該当就労継続支援 B 型」という。))若しくは指定障害者支援施設が行う就労継続支援 B 型(規則第 6 条の 10 第 2 号に掲げる就労継続支援 B 型をいう。))に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援 B 型等」という。))又は基準該当就労継続支援 B 型を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所(指定障害福祉サービス基準第 198 条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。))又は指定障害者支援施設(以下この注において

「特定指定就労継続支援 B 型事業所等」という。)において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援 B 型事業所等の場合にあつては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。

- 3 ロについては、注 2 に規定する以外の指定就労継続支援 B 型事業所若しくは指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する注 2 に規定する以外の指定就労継続支援 B 型事業所若しくは指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあつては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。
  - 4 ハについては、基準該当就労継続支援 B 型事業所が、基準該当就労継続支援 B 型を行った場合に、所定単位数を算定する。
  - 5 イからハマまでに掲げる就労継続支援 B 型サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
    - (1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
    - (2) 指定就労継続支援 B 型等又は基準該当就労継続支援 B 型の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第 202 条、第 206 条若しくは第 223 条第 1 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 58 条又は指定障害者支援施設基準第 23 条の規定に従い、就労継続支援 B 型計画(指定障害福祉サービス基準第 202 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 58 条第 1 項に規定する就労継続支援 B 型計画をいう。以下同じ。)、基準該当就労継続支援 B 型計画(指定障害福祉サービス基準第 206 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 58 条第 1 項に規定する基準該当就労継続支援 B 型計画をいう。)、特定基準該当障害福祉サービス計画(特定基準該当就労継続支援 B 型に係る計画に限る。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「就労継続支援 B 型計画等」という。)が作成されていない場合 100 分の 95
  - 6 利用者が就労継続支援 B 型以外の障害福祉サービスを受けている間は、就労継続支援 B 型サービス費は、算定しない。
- 2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41 単位
- 注 視覚障害者等である指定就労継続支援 B 型等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち 2 以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に 2 を乗じて得た数とする。)が当該指定就労継続支援 B 型等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であつて、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第 199 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 186 条、指定障害福祉サービス基準第 220 条又は指定障害者支援施設基準附則第 3 条第 1 項第 5 号に掲げる人員配置に

加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援 B 型の利用者の数を 50 で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所、指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所（以下「指定就労継続支援 B 型事業所等」という。）において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

### 3 就労移行支援体制加算 13 単位

注 指定就労継続支援 B 型等のあった日の属する年度の前年度において、指定就労継続支援 B 型事業所等における指定就労継続支援 B 型等を受けた後就労し、6 月を超える期間継続して就労している者が、当該指定就労継続支援 B 型事業所等の指定就労継続支援 B 型等に係る利用定員の 100 分の 5 を超えるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

### 4 目標工賃達成加算

イ 目標工賃達成加算（Ⅰ） 49 単位

ロ 目標工賃達成加算（Ⅱ） 22 単位

注

1 イについては、指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等のあった日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援 B 型事業所等の利用者に対して支払った工賃（指定障害福祉サービス基準第 201 条第 1 項（指定障害福祉サービス基準第 223 条第 6 項において準用する場合を含む。）又は指定障害者支援施設基準附則第 9 条第 1 項に定める工賃をいう。以下同じ。）の平均額（以下「平均工賃額」という。）が、次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

(1) 当該前年度における地域の最低賃金の 3 分の 1 に相当する額を超えていること。

(2) 指定就労継続支援 B 型事業所等が、指定障害福祉サービス基準第 201 条第 4 項（指定障害福祉サービス基準第 223 条第 6 項において準用する場合を含む。）又は指定障害者支援施設基準附則第 9 条第 4 項の規定により都道府県知事又は市町村長に届け出た工賃の目標額を超えていること。

(3) 指定就労継続支援 B 型事業所等が、各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していること。

2 ロについては、指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等のあった日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援 B 型事業所等の利用者に対して支払った平均工賃額が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援 B

型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

- (1) 当該前年度における各都道府県の施設種別平均工賃の 100 分の 80 に相当する額を超えていること。
- (2) 指定就労継続支援 B 型事業所等が、各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していること。

#### 5 初期加算 30 単位

注 指定就労継続支援 B 型事業所等又は基準該当就労継続支援 B 型事業所において、指定就労継続支援 B 型等又は基準該当就労継続支援 B 型を行った場合に、当該指定就労継続支援 B 型等又は基準該当就労継続支援 B 型の利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について、1 日につき所定単位数を加算する。

#### 6 訪問支援特別加算

- (1) 所要時間 1 時間未満の場合 187 単位
- (2) 所要時間 1 時間以上の場合 280 単位

注 指定就労継続支援 B 型事業所等において継続して指定就労継続支援 B 型等を利用する利用者について、連続した 5 日間、当該指定就労継続支援 B 型等の利用がなかった場合において、指定障害福祉サービス基準第 199 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 186 条、指定障害福祉サービス基準第 220 条又は指定障害者支援施設基準附則第 3 条第 1 項第 5 号の規定により指定就労継続支援 B 型事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者（以下「就労継続支援 B 型従業者」という。）が、就労継続支援 B 型計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労継続支援 B 型事業所等における指定就労継続支援 B 型等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1 月につき 2 回を限度として、就労継続支援 B 型計画等に位置付けられた内容の指定就労継続支援 B 型等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

#### 7 利用者負担上限額管理加算 150 単位

注 指定障害福祉サービス基準第 201 条第 1 項に規定する指定就労継続支援 B 型事業者又は指定障害者支援施設が、指定障害福祉サービス基準第 202 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 22 条又は指定障害者支援施設基準第 20 条第 2 項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

#### 8 食事提供体制加算 42 単位

注 低所得者等であって就労継続支援 B 型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当就労継続支援 B 型の利用者に対して、指定就労継続支援 B 型事業所等又は基準該当就労継続支援 B 型事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援 B 型事業所等又は基準該当就労継続支援 B 型事業所の責任におい

て食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定就労継続支援 B 型事業所等及び基準該当就労継続支援 B 型事業所において、食事の提供を行った場合に、平成 27 年 3 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を加算する。

#### 9 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 10 単位

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 6 単位

注

1 イについては、指定障害福祉サービス基準第 199 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 186 条第 1 項第 1 号、指定障害福祉サービス基準第 220 条第 1 項第 4 号若しくは 5 号又は指定障害者支援施設基準附則第 3 条第 1 項第 5 号の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員（注 2 において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。

（1） 職業指導員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が 100 分の 75 以上であること。

（2） 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3 年以上従事している従業者の割合が 100 分の 30 以上であること。

#### 10 欠席時対応加算 94 単位

注 指定就労継続支援 B 型事業所等又は基準該当就労継続支援 B 型事業所において指定就労継続支援 B 型等又は基準該当就労継続支援 B 型を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定就労継続支援 B 型等又は基準該当就労継続支援 B 型の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労継続支援 B 型従業者又は指定障害福祉サービス基準第 206 条において準用する第 186 条の規定に基づき基準該当就労継続支援 B 型事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1 月につき 4 回を限度として、所定単位数を算定する。

#### 11 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算（Ⅰ） 500 単位

ロ 医療連携体制加算（Ⅱ） 250 単位

ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) 500 単位

ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) 100 単位

注

1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援 B 型事業所等(特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所を除く。注 2 において同じ。)に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援 B 型事業所等に訪問させ、当該看護職員が 2 以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 名を限度とし、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援 B 型事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員 1 人に対し、1 日につき所定単位数を加算する。

4 ニについては、喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあっては、算定しない。

12 施設外就労加算 100 単位

注 指定就労継続支援 B 型事業所等において、1 月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための 2 日を除く日数を限度として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の数に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。

13 重度者支援体制加算

イ 重度者支援体制加算(Ⅰ)

- (1) 利用定員が 20 人以下 56 単位
- (2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 50 単位
- (3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 47 単位
- (4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 46 単位
- (5) 利用定員が 81 人以上 45 単位

ロ 重度者支援体制加算(Ⅱ)

- (1) 利用定員が 20 人以下 28 単位
- (2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 25 単位
- (3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 24 単位
- (4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 23 単位
- (5) 利用定員が 81 人以上 22 単位

ハ 重度者支援体制加算(Ⅲ)

- (1) 利用定員が 20 人以下 14 単位
- (2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 13 単位
- (3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 12 単位
- (4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 12 単位
- (5) 利用定員が 81 人以上 11 単位

注

- 1 イについては、指定就労継続支援 B 型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金 1 級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援 B 型等の利用者の数の 100 分の 50 以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。
- 2 ロについては、指定就労継続支援 B 型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金 1 級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援 B 型等の利用者の数の 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。
- 3 ハについては、特定旧法指定施設から移行した指定就労継続支援 B 型事業所等が指定就労継続支援 B 型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金 1 級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援 B 型等の利用者の数の 100 分の 5 以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、平成 27 年 3 月 31 日までの間、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。
- 4 イからハまでのいずれかの加算を算定している場合にあっては、イからハまでのその他の加算は算定しない。

#### 14 目標工賃達成指導員配置加算

- イ 利用定員が 20 人以下 81 単位
- ロ 利用定員が 21 人以上 40 人以下 72 単位
- ハ 利用定員が 41 人以上 60 人以下 67 単位
- ニ 利用定員が 61 人以上 80 人以下 66 単位
- ホ 利用定員が 81 人以上 64 単位

注 目標工賃達成指導員(各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員)、職業指導員及び生活支援員の総数が別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

#### 15 送迎加算 27 単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援 B 型事業所又は指定障害者

支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この15において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅と指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

#### 16 障害福祉サービスの体験利用支援加算 300単位

注 指定障害者支援施設等において指定就労継続支援B型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

- (1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合
- (2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

#### 17 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18において同じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から16までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

#### 18 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、1から16までにより算定した単位数の1000分の7に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の9に相当する単位数)を所定単位数に加算する。ただし、17の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

## 第 15 共同生活援助

### 1 共同生活援助サービス費(1日につき)

#### イ 共同生活援助サービス費(I)

- (1) 区分 6 645 単位
- (2) 区分 5 528 単位
- (3) 区分 4 449 単位
- (4) 区分 3 383 単位
- (5) 区分 2 294 単位
- (6) 区分 1 以下 257 単位

#### ロ 共同生活援助サービス費(II)

- (1) 区分 6 594 単位
- (2) 区分 5 477 単位
- (3) 区分 4 398 単位
- (4) 区分 3 332 単位
- (5) 区分 2 243 単位
- (6) 区分 1 以下 211 単位

#### ハ 共同生活援助サービス費(III)

- (1) 区分 6 561 単位
- (2) 区分 5 444 単位
- (3) 区分 4 365 単位
- (4) 区分 3 299 単位
- (5) 区分 2 210 単位
- (6) 区分 1 以下 181 単位

#### ニ 共同生活援助サービス費(IV)

- (1) 区分 6 675 単位
- (2) 区分 5 558 単位
- (3) 区分 4 479 単位
- (4) 区分 3 413 単位
- (5) 区分 2 324 単位
- (6) 区分 1 以下 287 単位

#### ホ 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費 142 単位

#### 注

- 1 イからホまでについては、障害者(身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 4 条に規定する身体障害者にあつては、65 歳未満の者又は 65 歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。第 15 の 1 の 2 の注 1 において同じ。)に対して、指定共同生活援助(指定障害福祉サービス基準第 207 条に規定する指定共同生活援助をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 2 イについては、指定障害福祉サービス基準第 208 条第 1 項第 1 号に掲げる世話人(注 3 において「世話人」という。)が、常勤換算方法で、利用者の数を 4

で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

3 ロについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所(注2に規定する指定共同生活援助事業所を除く。)において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

4 ハについては、注2及び注3に規定する指定共同生活援助事業所又は経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準附則第13条に規定する経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)以外の指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

5 平成27年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、イからハまでにかかわらず、次の(1)から(3)までの場合に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

(1) 注2に規定する指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6 434単位

(二) 区分5 388単位

(三) 区分4 356単位

(2) 注3に規定する指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6 383単位

(二) 区分5 337単位

(三) 区分4 305単位

(3) 注4に規定する指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6 350単位

(二) 区分5 304単位

(三) 区分4 272単位

6 ニについては、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

7 ホについては、経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

8 イからホまでに掲げる共同生活援助サービス費(注5に規定する場合を含む。)の算定に当たって、イからニまでについては次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合に、ホについては次の(1)、(3)、(4)又は(5)のいずれか

に該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。ただし、(3)及び(5)に該当する場合にあっては、(3)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た額を、(4)及び(5)に該当する場合にあっては、(4)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1) 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
- (2) 指定共同生活援助の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第 213 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 58 条の規定に従い、共同生活援助計画(指定障害福祉サービス基準第 213 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 58 条第 1 項に規定する共同生活援助計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 100 分の 95
- (3) 共同生活住居(指定障害福祉サービス基準第 207 条に規定する共同生活住居をいう。(4)及び(5)において同じ。)の入居定員が 8 人以上である場合 100 分の 95
- (4) 共同生活住居の入居定員が 21 人以上である場合 100 分の 93
- (5) 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員(指定障害福祉サービス基準第 210 条第 2 項に規定するサテライト型住居に係る入居定員を含む。)の合計数が 21 人以上である場合 100 分の 95

9 利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間(居宅介護を受けている間(注 5 の適用を受けている間又はホの経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を受けている間に限る。))及び重度訪問介護を受けている間(注 5 の適用を受けている間又はホの経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を受けている間に限る。))を除く。)は、共同生活援助サービス費は、算定しない。

#### 1 の 2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(1 日につき)

- |   |                         |        |
|---|-------------------------|--------|
| イ | 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ) | 257 単位 |
| ロ | 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ) | 211 単位 |
| ハ | 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ) | 181 単位 |
| ニ | 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ) | 120 単位 |
| ホ | 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ) | 287 単位 |

#### 注

- 1 イからホまでについては、障害者に対して、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第 213 条の 4 第 1 項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)において、基本サービス(指定障害福祉サービス基準第 213 条の 2 に規定する基本サービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 2 イについては、指定障害福祉サービス基準第 213 条の 4 第 1 項第 1 号に掲げる世話人(注 3 及び注 4 において「世話人」という。)が、常勤換算方法で、利用者の数を 4 で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事

に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

- 3 ロについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(注2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。)において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 4 ハについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(注2及び注3に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。)において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 5 ニについては、注2から注4までに定める以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成25年厚生労働省令第124号)附則第4条の規定の適用を受ける外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に限る。)において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 6 ホについては、一時的に体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助(指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。)の利用が必要と認められる者に対し、基本サービス(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。
- 7 イからホまでに掲げる外部サービス利用型共同生活援助サービス費の算定に当たって、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
  - (1) 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
  - (2) 基本サービスの提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第213条の12において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、外部サービス利用型共同生活援助計画(指定障害福祉サービス基準第213条の12において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 100分の95
  - (3) 共同生活住居(指定障害福祉サービス基準第213条の3に規定する共同生活住居をいう。(4)において同じ。)の入居定員が8人以上である場合 100分の90
  - (4) 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の87

8 利用者が外部サービス利用型指定共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間は、外部サービス利用型共同生活援助サービス費は、算定しない。

#### 1の3 受託居宅介護サービス費

イ 所要時間 15分未満の場合 99単位

ロ 所要時間 15分以上 30分未満の場合 199単位

ハ 所要時間 30分以上 1時間 30分未満の場合 271単位に所要時間 30分から計算して所要時間が 15分を増すごとに 90単位を加算した単位数

ニ 所要時間 1時間 30分以上の場合 580単位に所要時間 1時間 30分から計算して所要時間が 15分を増すごとに 37単位を加算した単位数

注 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者(区分2以上に該当する利用者に限る。)に対して、受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービス(指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する受託居宅介護サービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、現に要した時間ではなく、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯において、外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けられた内容の受託居宅介護サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

#### 1の4 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 7単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 4単位

注

1 イについては、指定障害福祉サービス基準第208条第1項若しくは第213条の4第1項の規定により置くべき世話人又は指定障害福祉サービス基準第208条第1項の規定により置くべき生活支援員(注2において「世話人等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

(1) 世話人等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2) 世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

#### 1の5 夜間支援等体制加算

イ 夜間支援等体制加算(Ⅰ)

- (1) 夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者(以下この1の5において「夜間支援対象利用者」という。)が4人以下  
336単位
- (2) 夜間支援対象利用者が5人 269単位
- (3) 夜間支援対象利用者が6人 224単位
- (4) 夜間支援対象利用者が7人 192単位
- (5) 夜間支援対象利用者が8人以上10人以下 149単位
- (6) 夜間支援対象利用者が11人以上13人以下 112単位
- (7) 夜間支援対象利用者が14人以上16人以下 90単位
- (8) 夜間支援対象利用者が17人以上20人以下 75単位
- (9) 夜間支援対象利用者が21人以上30人以下(夜間支援対象利用者が同一の共同生活援助を行う住居(以下「共同生活住居」という。)に入居している場合に限る。) 54単位

ロ 夜間支援等体制加算(Ⅱ)

- (1) 夜間支援対象利用者が4人以下 112単位
- (2) 夜間支援対象利用者が5人 90単位
- (3) 夜間支援対象利用者が6人 75単位
- (4) 夜間支援対象利用者が7人 64単位
- (5) 夜間支援対象利用者が8人以上10人以下 50単位
- (6) 夜間支援対象利用者が11人以上13人以下 37単位
- (7) 夜間支援対象利用者が14人以上16人以下 30単位
- (8) 夜間支援対象利用者が17人以上20人以下 25単位
- (9) 夜間支援対象利用者が21人以上30人以下(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。) 18単位

ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ) 10単位

注

- 1 イについては、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所(経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所を除く。)又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。
- 2 ロについては、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援

対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの夜間支援等体制加算(Ⅰ)の算定対象となる利用者については、算定しない。

- 3 ハについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの夜間支援等体制加算(Ⅰ)又はロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)の算定対象となる利用者については、算定しない。

#### 1の6 重度障害者支援加算 45単位

注 第8の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。)の数が2以上である指定共同生活援助事業所(経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所を除く。)において、指定障害福祉サービス基準第208条に規定する生活支援員の員数に加えて生活支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

#### 1の7 日中支援加算

##### イ 日中支援加算(Ⅰ)

(1) 昼間の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者(以下この1の7において「日中支援対象利用者」という。)が1人の場合 539単位

(2) 日中支援対象利用者が2人以上の場合 270単位

##### ロ 日中支援加算(Ⅱ)

(1) 日中支援対象利用者が1人の場合

① 区分4から区分6まで 539単位

② 区分3以下 270単位

(2) 日中支援対象利用者が2人以上の場合

① 区分4から区分6まで 270単位

② 区分3以下 135単位

##### 注

1 イについては、指定共同生活援助事業所(経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所を除く。注2において同じ。)又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障害者(65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者をいう。)であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定共同生活援助

事業所にあつては、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に支援を行った場合については、算定しない。

2 ロについては、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者又は就労している利用者が心身の状況等により当該障害福祉サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であつて、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

## 2 自立生活支援加算 500単位

注 居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者(利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。)の退居に先立って、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者が、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中1回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等にあつては、加算しない。

## 3 入院時支援特別加算

イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が3日以上7日未満の場合 561単位

ロ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合 1,122単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第208条又は第213条の4の規定により指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

### 3の2 長期入院時支援特別加算

イ 指定共同生活援助事業所の場合 122単位

ロ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所の場合 76単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第 208 条又は第 213 条の 4 の規定により指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1 月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が 2 日を超える場合に、当該日数を超える期間（継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して 3 月に限る。）について、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、3 の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。

#### 4 帰宅時支援加算

イ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。）の日数の合計が 3 日以上 7 日未満の場合 187 単位

ロ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間の日数の合計が 7 日以上の場合 374 単位

注 利用者が共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1 月に 1 回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

#### 5 長期帰宅時支援加算

イ 指定共同生活援助事業所の場合 40 単位

ロ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所の場合 25 単位

注 利用者が共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1 月の外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数が 2 日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1 日につき所定単位数を加算する（継続して外泊している者にあつては、外泊した初日から起算して 3 月に限る。）。ただし、4 の帰宅時支援加算が算定される期間は、算定しない。

#### 6 地域生活移行個別支援特別加算 670 単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該利用者に対し、3 年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合にあっては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う

事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算する。

## 7 医療連携体制加算

- イ 医療連携体制加算(Ⅰ) 500 単位
- ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) 250 単位
- ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) 500 単位
- ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) 100 単位
- ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) 39 単位

### 注

- 1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。
- 2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度とし、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。
- 3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。
- 4 ニについては、喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあっては、算定しない。
- 5 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

## 8 通勤者生活支援加算 18 単位

注 指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助を行う指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行う外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算する。

## 9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。)が、利用者に対し、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8まで(1の2及び1の3を除く。10の(1)において同じ。)により算定した単位数の1000分の30に相当する単位数

(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8まで(1の6を除く。10の(2)において同じ。)により算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

10 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、9の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数